

奈 義 町 過 疎 地 域 持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

(令和4年8月改訂)

(令和5年8月改訂)

(令和6年8月改訂)

岡 山 県
奈 義 町

目 次

1. 基本的な事項.....	1
(1) 町の概況.....	1
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要.....	1
イ 過疎の状況.....	1
ウ 社会経済的発展の方向の概要.....	2
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	2
(3) 行財政の状況.....	4
ア 行政の状況.....	4
イ 財政の状況.....	5
ウ 施設整備水準等の現況と動向.....	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標.....	8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	9
(7) 計画期間.....	9
(8) 公共施設等総合管理計画との整合.....	9
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	10
(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針.....	10
(2) 移住・定住.....	11
(3) 地域間交流.....	12
(4) 人材育成.....	13
(5) 計画.....	14
(6) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	14
3. 産業の振興.....	15
(1) 産業振興の方針.....	15
(2) 減価償却の特例.....	15
(3) 農林畜産業振興.....	15
ア 農業.....	15
イ 畜産業.....	18
ウ 林業.....	20
(4) 地場産業おこし・地場産業の振興等.....	21
(5) 誘致企業との連携・支援と起業の促進.....	22
(6) 商業の振興.....	23
(7) 観光レクリエーションの振興.....	24
(8) 計画.....	26

(9) 産業振興促進特別事項	27
ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種	27
イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	27
(10) 公共施設等総合管理計画等との整合	27
4. 地域における情報化	28
(1) 地域における情報化の方針	28
(2) 計画	29
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	30
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	30
(1) 交通通信体系の整備の方針	30
(2) 交通施設の整備	30
(3) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保	32
(4) 計画	32
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
6. 生活環境の整備	34
(1) 生活環境の整備の方針	34
ア 上水道施設整備	34
イ 下水処理施設整備	34
ウ 廃棄物処理施設	35
エ 消防力、消防水利の整備	37
オ 救急体制の強化	38
カ 安全で安心な地域づくり	39
(2) 計画	39
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	40
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	40
(1) 子育て環境の確保の方針	40
(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	41
ア 地域包括ケア体制の深化・推進	42
イ いきいきと暮らす町づくり	43
ウ 健やかに暮らす町づくり	44
エ 認知症高齢者支援、高齢者虐待防止等の推進	45
(3) 課題を抱えるひとの支援	45
(4) 保健事業の推進を図るための対策	46
(5) 計画	47
(6) 公共施設等総合管理計画等との整合	48
8. 医療の確保	48

(1) 医療の確保の方針	48
(2) 各種医療の充実	49
(3) 計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	50
9. 教育の振興	50
(1) 学校施設の整備と教育の充実	50
(2) コミュニティ施設、体育施設、社会教育施設等の整備	54
(3) 計画	55
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	56
10. 集落の整備	56
(1) 集落整備の方針	56
(2) 計画	58
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	58
11. 地域文化の振興等	58
(1) 地域文化の振興等の方針	58
(2) 計画	60
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	60
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	60
(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針	60
(2) 計画	61
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	62
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	62
(1) 自然環境・景観保全の推進	62
(2) 計画	63
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	63

1. 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、恵まれた自然と豊かな歴史に育まれた町です。町の北側には緑豊かな国定公園那岐山があり、その山麓が緩やかに南に向かって扇状形に広がる丘陵地帯に位置しています。歴史は古く、弥生時代からこの地で力強く発展してきたと推察されます。

現在の奈義町は、昭和 30 年 2 月 1 日に北吉野、豊田、豊並の 3 村が合併し令和 2 年で町制施行 65 周年を迎えました。この間、町面積の約 5 分の 1 を占める日本原演習場全区域が大蔵省（現財務省）から防衛庁（現防衛省）への所管換えを経て、陸上自衛隊日本原演習場となり、基地周辺整備事業をはじめとする諸事業に取り組み、道路、河川、農業、教育施設など今日のまちづくりの基盤が整備されました。

また、国が示す地方分権推進計画により、地方公共団体の行政体制の整備・確立が求められ、岡山県でも市町村合併が推進されましたが、平成 14 年 12 月に合併の賛否を問う住民投票を実施した結果、当日投票資格者数 5,461 人、投票率 74.86% のうち「合併をしない」票が 72.63% となり、単独町制の道を歩んでいます。

本町は岡山県の東北部に位置し、東西 9km、南北 10 km、面積 69.52km²を有し、西は津山市、南は勝央町、美作市、北は中国山地の那岐山（1,255m）、滝山（1,197m）連山の分水嶺を境として鳥取県智頭町と接しています。

気象は、過去 5 箇年の平均気温 13.7℃、年間平均降水量 1,573mm、初霜は 10 月下旬、終霜は 4 月中旬で、年間を通じて 2～3 回程度の積雪があります。

また、那岐山麓一体には「広戸風」と呼ばれる局地的な暴風が吹くことがあり、建物や農作物に甚大な被害を与えています。平成 16 年 10 月 20 日に襲来した台風 23 号は、瞬間最大風速 51.8m/s を記録し、農林激甚災害の指定を受けるなど奈義町発足以来と言われる暴風に見舞われました。

イ 過疎の状況

本町の総人口は、昭和 30 年 2 月の合併当時は 8,925 人だったものの、都市部への人口流出が続き減少の一途をたどっていましたが、陸上自衛隊日本原駐屯地の創設や企業誘致による就労機会の確保、基幹産業である農林畜産業の振興や定住施策の推進等により、昭和 55 年頃には 8,000 人弱で安定した時期もありました。

しかし、昭和 62 年度以降ほぼ毎年減少し、令和 2 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口は、5,787 人となり、この 65 年間で 35.2%の人口が減少しました。また、人口構造についても、平成 2 年の国勢調査と平成 27 年の国勢調査とを比較すると

総人口は22.0%減少し、また各階層が占める割合についても、年少人口（0～14歳）の占める割合は、6.1%の減少、生産年齢人口（15～64歳）の占める割合は、10.0%減少し、逆に高齢人口は、15.9%増加し、国全体の人口動態と同様に、少子高齢化が急激に進んでいます。

本町ではこれまでに、過疎地域からの脱却を目指して町道の改良や公共交通、観光レクリエーション施設などの整備、公共施設の長寿命化対策や子育て支援施策、高齢者支援施策、教育振興施策など多様な対策に取り組んできましたが、人口減少に歯止めをかけるには至っておらず、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和12年には人口が5,000人を割り、令和27年には4,000人を下回ると推計されています。このまま推計通りに人口減少や少子高齢化が進行すれば、担い手の不足による耕作放棄地の増加や森林の荒廃、有害鳥獣等の増加は基より、集落機能の低下や町全体の活力が失われ、地域経済の衰退と併せて、住民生活に支障を来すとともに、国土保全上の問題も生じるなど、更に大きな問題を生み出す要因となるため、人口を維持するための効果的な対策に早急に取り組まなければなりません。

そのため、令和2年3月策定の奈義町まちづくり総合計画及び奈義町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策を基本に、人口の維持に向けた取り組みを積極的に実施することとします。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

近年の交通網の急速な発達により、住民の生活範囲はますます拡大し、一つの自治体を越えた日常の生活圏を形成しています。このような観点から歴史的、経済条件が類似した津山圏域6市町で定住自立圏を形成し、津山市と周辺5町が役割分担を行いながら相互に連携することにより、圏域全体の活性化と個々では困難な課題の解決に向けた取り組みの推進を図る必要があります。

その中で本町の果たす役割は、持続可能なまちを築くための人口維持、自然景観の保全、農林畜産業の振興、そして、地域資源等を活用した観光の推進であると考えます。

（２）人口及び産業の推移と動向

本町の国勢調査人口は、昭和30年2月の合併当時は8,925人で、その後、8,000人前後で推移した時期もありましたが、昭和末期から平成にかけて減少傾向となり、昭和35年度以降の60年間で減少率33.8%、3,019人が減少し、平成27年度の国勢調査人口は5,906人となっています。年齢構成別に見ると若年者が著しく減少しているのに対し、65歳以上の高齢者は年々増加しており、平成27年度の国勢調査における65歳以上の人口は1,957人で、その割合は33.1%となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）推計に準拠した推計では令和27年の総人口は3,688人であり、社人研に準拠した推計を基に出生率2.3を維持すると仮定し

た場合の令和27年の総人口3,786人と比較すると、98人しか差がありません。さらに、移動が均衡する（毎年社会増減がゼロ）と仮定した場合では、令和27年の総人口は5,052人となり、1,364人も増加することから、人口減少対策のためには、一定の出生率の上昇に加え、社会増を図る必要があると考えられます。

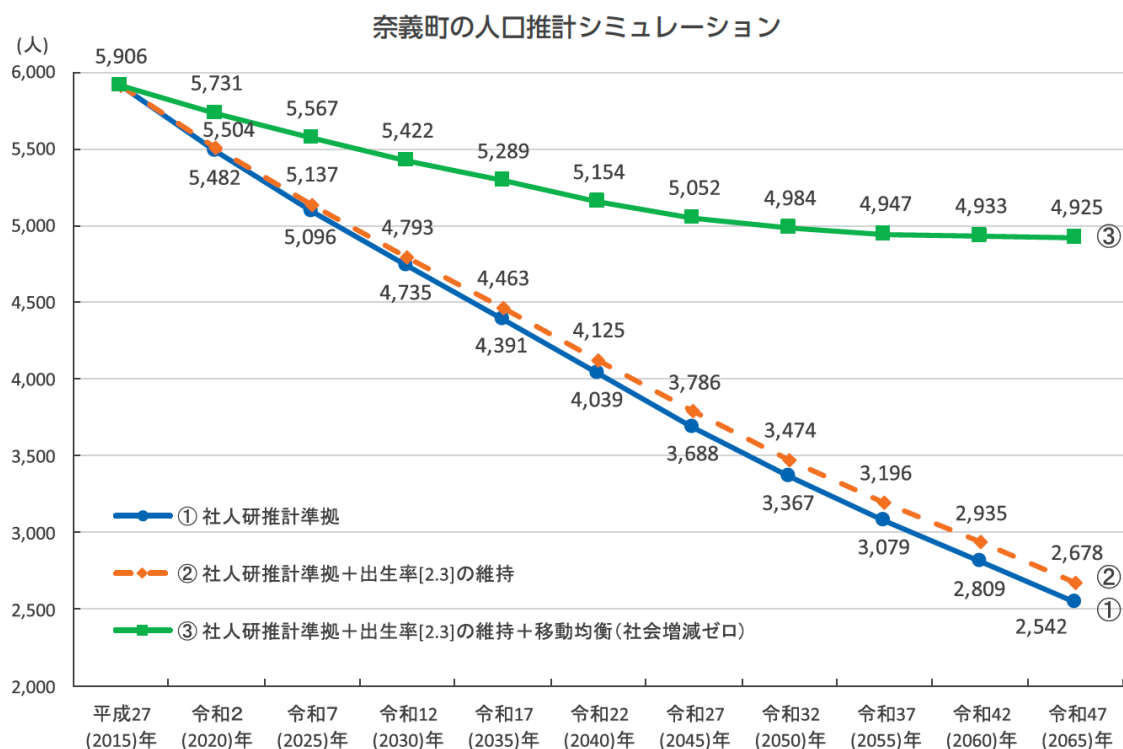
また就業人口は、昭和40年から平成27年までの50年間で929人が減少しており、産業構成別では、第1次産業の就業人口比率は昭和40年に65.0%であったものが、平成27年では17.4%となっており、著しく減少しています。これは、経済の転換や農業政策の変動、そして、近年は集落営農法人等の設立による農業の大規模化により第1次産業への従事者が減少したものであり、逆に第2次産業では、8.2%から21.0%へと増加し、第3次産業は、26.7%から60.3%と大きく増加しています。

第1次産業、第2次産業については、ICTの活用などにより効率化がさらに進み、就業人口割合の減少は続くものと考えられますが、その反面、これらの効率化を進めるためのサービスの展開等で第3次産業の就業人口割合は増加するものと考えられるため、産業の誘致や育成を進める必要があります。

表 1－1（１）人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	8,188 人	7,716 人	-5.8%	7,577 人	-1.8%	6,475 人	-14.5%	5,906 人	-8.8%
0 歳～14 歳	2,729 人	1,549 人	-43.2%	1,408 人	-9.1%	912 人	-35.2%	737 人	-19.2%
15 歳～64 歳	4,745 人	5,212 人	9.8%	4,863 人	-6.7%	3,794 人	-22.0%	3,203 人	-15.6%
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	1,450 人	1,879 人	29.6%	1,589 人	-15.4%	1,090 人	-31.4%	952 人	-12.7%
65 歳以上	714 人	955 人	33.6%	1,306 人	36.8%	1,769 人	35.5%	1,957 人	10.6%
(a)/総数 若年者比率	17.7%	24.4%	—	21.0%	—	16.8%	—	16.1%	—
(b)/総数 高齢者比率	8.7%	12.4%	—	17.2%	—	27.3%	—	33.1%	—

表 1－1（２）人口の見通し（奈義町人口ビジョン）



年	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065
社人研推計準拠	5,906	5,482	5,096	4,735	4,391	4,039	3,688	3,367	3,079	2,809	2,542
社人研推計準拠+出生率上昇	5,906	5,504	5,137	4,793	4,463	4,125	3,786	3,474	3,196	2,935	2,678
社人研推計準拠+出生率上昇+移動均衡	5,906	5,731	5,567	5,422	5,289	5,154	5,052	4,984	4,947	4,933	4,925

（３）行財政の状況

ア 行政の状況

行政の運営を計画的に進めるため、昭和34年度を初年度とする奈義町新町建設計画を策定以降、各種まちづくり事業を展開し、現在は住民と行政が一体となって奈義町の未来を築きあげていくため、令和2年度から令和6年度までのまちづくり総合計画を策定しています。

広域行政については、し尿処理は8町2村により昭和39年に勝英衛生施設組合を、ごみの共同処理は隣接する3町で昭和46年に津山圏域東部衛生施設組合を、広域消防は1市11町3村で昭和48年に津山圏域消防組合を、老人福祉施設の設置管理及び運営については、隣接する4町で昭和48年に勝田郡老人福祉施設組合を設立し今日に至っています。

ごみの共同処理については、平成27年度末をもって津山圏域東部衛生施設組合を解散し、平成28年4月から新たな広域処理として1市4町で構成する津山圏域資源

循環施設組合によるごみ処理が行われています。

また、し尿やごみの共同処理に限らず最小の経費で最大の効果を上げることを基本とした質の高い行政サービスを提供していくため、平成28年度から津山圏域定住自立圏に参画し、必要に応じて自治体の枠を越えた広域的な連携に取り組んでいます。

イ 財政の状況

今日の地方行財政は、人口構成の少子高齢化、国民の価値観の多様化、国際化、高度情報化の進展、新型コロナウイルス感染症の蔓延など社会経済情勢の変貌に伴う地域社会の構造的な変化の下で、地域特性を生かし歴史的、伝統的文化に根ざした地域づくりを目指して新たな展開が期待され、積極的にその役割を果たしていくことが求められています。

しかしながら本町の財政状況は、歳入の大半を国からの地方交付税に依存する脆弱な財政基盤にあることから、財政の健全化を図るには歳出の抑制と町税の徴収率向上を目指すなど財源の充実確保を図る必要があります。このため、真に住民に必要な行政サービスを効果的・効率的に展開し、個性ある地域づくりに向けて創意工夫を発揮するとともに、対話と住民参加を基本に、地域の実情に沿った個性あふれる行政を主体的、自立的に展開していくことが必要となっています。

ウ 施設整備水準等の現況と動向

関連公共施設の現況と動向について、町道は令和2年4月現在実延長283.46kmで改良済延長158.21km、改良率55.8%、舗装済延長202.47km、舗装率71.4%であり、今後5箇年の整備計画においても積極的な改良及び長寿命化を行う必要があります。

上水道の現況は令和2年度末で、人口5,744人に対し5,629人の給水人口で93.0%の普及率となっています。

下水道は、全体計画188haで平成13年度に事業着手して、平成19年3月末から一部供用開始し、全体計画では平成26年度を工事の最終年度としていましたが、早期に着手して円滑な工事を実施した結果、計画年度より1年早い平成25年度に計画工事を完了することができました。今後はこの下水道施設を定住に向けて有効に活用していくことが求められます。

診療所は、住民のかかりつけ医としての一次医療機関の役割を担うよう平成7年3月に奈義ファミリークリニックを整備し、医療法人に診療業務を委託して内科・小児科を中心とした幅広い診療を行っています。

観光施設としては、建築家・磯崎新氏と故 荒川修作、マドリン・ギンス夫妻、宮脇愛子、岡崎和郎の4氏の現代美術家とのアートコラボレーションによる奈義町現代美術館・図書館（複合施設）延床面積2,256㎡、約1600万年前のヤマトビカリ

アを中心とした貝の化石を保護・展示し、実際に化石の発掘体験ができるなぎビカリアミュージアム延床面積500㎡、雄大な那岐山をバックに魚のつかみ取り、ソーセージ作り体験など田舎でしか味わうことのできない体験ができる「那岐山麓山の駅」27,749㎡とサギ草などの絶滅危惧に認定されている草木を公園内で保護し、家族のふれあいと憩いの場となっている山野草公園39,465㎡などの整備ができています。今後は、これら施設の連携を図り、観光客の滞在時間が長くなるような仕組みを構築し、町内周遊型の観光を進める必要があります。また、近年、瀬戸内国際芸術祭をはじめとして現代アートへの関心が高まっており、こうした観光ニーズを的確に捉え、データに基づいて戦略的に観光を進めるDMOとして設立された（一社）ビジット奈義を中心に、観光を通じて本町の知名度を高め、地域経済の活性化や移住に結び付けるような取り組みを進める必要があります。

学校教育関連施設として、幼稚園2園（中央東幼稚園・滝川つくし幼稚園）延床面積1,080㎡、小学校1校で延床面積7,222㎡、中学校1校で延床面積4,069㎡、給食センター延床面積500㎡などを有していますが、幼稚園については、総合的な子育て支援や教育力向上の観点から幼保一体の子ども園の整備を進めています。また、中学校は整備後50年以上が経過し、耐震強度不足が明らかとなっていることから、建替えにむけて事業が進んでいます。社会体育施設としては、奈義町総合運動公園多目的広場10,010㎡、奈義町B&G海洋センター体育館延床面積1,716㎡、上屋付きプール875㎡、奈義町立第2体育館700㎡、野球場10,010㎡、テニスコート（オムニコート）6面や、スケートボード場600㎡のほか平成14年度に、有志ボランティアにより作られたグラウンドゴルフ場3コース24ホール全面芝を有しています。また、平成26年度には、江戸時代から本町に受け継がれてきた地歌舞伎「横仙歌舞伎」を更に保存伝承していくため、伝統文化等研修施設を整備しました。

福祉施設として、保健相談センター延床面積1,122㎡、保育園延床面積487㎡、屋内ゲートボール場1,149㎡などを有しています。

町営住宅は現在94戸を管理していますが、老朽化が著しい住宅については、費用対効果の観点から順次解体作業を行っています。しかしながら、若者の定住促進は本町の最重要課題であるとの認識の下、若者世代の流出防止と定住促進を図るため、若者をターゲットとした賃貸住宅を平成23年度に集合住宅4戸、平成25年度に戸建住宅5戸、平成26年度に12戸を整備し、現在は満室稼働している状況です。また、平成26年度には廃止住宅となっていた旧雇用促進住宅60戸を町で取得し、町営の定住促進住宅として活用を図っています。

今後は、民間活力の活用を含めた検討を行いながら、時代のニーズに適合した賃貸住宅施策を進めていくとともに、宅地として整備している町営分譲地（87区画）についても、残り2区画となっているため、新たな分譲地の整備が必要であると考えています。

表 1－2（１）行財政の状況（地方財政状況調）

（単位：千円）

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	4,839,758	5,270,381	4,915,857
一般財源	2,436,730	2,503,920	2,670,439
国庫支出金	1,161,141	458,534	408,168
県支出金	219,317	304,721	253,803
地方債	233,649	257,237	207,204
うち過疎債	0	121,900	89,500
その他	788,921	1,745,969	1,376,243
歳出総額 B	4,229,556	4,854,683	4,451,801
義務的経費	1,198,389	1,205,961	1,301,210
投資的経費	1,257,244	495,553	338,578
うち普通建設事業費	1,223,900	495,081	288,360
その他	1,773,923	3,153,169	2,523,653
参考：過疎対策事業費	0	168,595	152,741
歳入歳出差引額 C(A-B)	610,202	415,698	464,056
翌年度繰り越すべき財源 D	61,136	30,840	3,918
実質収支 C-D	549,066	384,858	460,138
財政力指数	0.331	0.280	0.312
公債費負担比率	10.5	12.6	12.3
実質公債費比率	13.9	4.4	6.8
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率(減収補てん債、臨財債含む)	67.1	69.1	83.2
将来負担比率	67.4	0	0
地方債現在高	2,937,688	3,515,688	3,678,091

表 1－2（２）主要公共施設の整備状況

（km）

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道	185	263	273	277	284
改良率（％）	29.2	45.2	48.7	55.2	55.8
舗装率（％）	27.0	53.2	62.2	70.4	71.4
農道					
農地 1 ha あたり農道延長（m）	106	106	106	110	110
林道					
林野 1ha あたり林道延長（m）	8.3	8.3	8.3	10.4	10.4
水道普及率（％）	86.4	89.9	92.0	93.5	93.6
水洗化率（％）	0	0	0	68.9	76.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	0	0	0	0	0

（４）地域の持続的発展の基本方針

本町は、全国に先駆けて平成14年に合併の賛否を問う住民投票を行い、単独町政

を選択しました。以来、行財政改革を進めながら、希望に満ちた新しいまちづくりを推進するため、「奈義町再出発計画」を策定し、「小さくてもきらりと光るまちづくり」を進めてきました。

この間、人口減少・少子高齢社会の本格的な到来は、経済の成長力はもとより、医療や介護などの社会保障制度、子育てのあり方、地域コミュニティの維持など、社会全般にわたり大きな影響を与え、わが国のこれまでの社会経済の仕組みが大きく転換する契機になりました。

さらに、人々の意識や関心においても変化が見られ、東日本大震災以降、安全・安心に対する意識がこれまで以上に高まり、人と人とのつながりや家族関係・近隣関係の重要性が再認識されています。これに加えて、社会の成熟化が進み、人々の志向は、「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」へ、そして、人生100年時代の到来は、社会・経済の活力を高め、さらには、社会保障制度を持続可能なものとしていくためにも、健康寿命を延伸し、生涯にわたって活躍できる地域社会づくりが求められています。

このような社会状況の変化や、多様化・高度化する町民ニーズに応えながら、町民が生き生きと暮らせる持続可能なまちの実現を図るためには、将来を見据えた新たなまちづくり課題への的確な対応が必要です。そのためには、これまで培ってきた伝統文化や芸術環境、豊かな自然や美しい景観などの地域資源等を十分に活用し、新しい人の流れを作るなど地域活力の更なる向上を進めるとともに、手厚い子育て支援施策や特色ある教育をさらに充実させることで少子高齢化対策に取り組み、「奈義町」の名を未来に残し「町民が暮らし易く、永続できるまち」の実現を図ります。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

上記の基本方針に基づき、次の４項目を基本目標として各重点プロジェクトに取り組み、人口の維持とまちの持続的発展を目指します。

基本目標１ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

重点プロジェクト

- ア 結婚や出産、子育ての支援
- イ 魅力ある教育の充実
- ウ 学び続けられる場の提供

基本目標２ 稼ぐ地域づくりを進め、安心して働けるようにする

重点プロジェクト

- ア ずっと続けられる農林畜産業
- イ 活力ある商工・サービス業

基本目標３ つながりを築き、新しいひとの流れをつくる

重点プロジェクト

- ア 誇れるまちの情報発信と地域情報化
- イ 移住・定住の促進と支援
- ウ 創造と芸術性の高いまちの深化
- エ 歴史的資源の保存・継承・活用
- オ 環境と景観に配慮した社会づくり
- カ 戦略的な観光・交流
- キ 生活インフラの整備と管理

基本目標 4 ひとが集い、豊かで安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる 重点プロジェクト

- ア 人生100年時代の健康づくり
- イ いつまでも元気で輝き続けられる高齢者
- ウ 安全で安心なくらしの確保
- エ 一人ひとりを大切にする
- オ 課題を抱えるひとの支援
- カ 参画と協働、連携によるまちづくり
- キ 自衛隊との共存共栄
- ク 持続可能な行財政運営

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

基本目標毎に目標指標を設定し、達成状況を令和7年度に議会へ報告を行うとともに広報紙等で公表します。

基本目標 1 の指標 合計特殊出生率2.30以上の維持

基本目標 2 の指標 新規創業者数と事業承継者数の合計15件以上

基本目標 3 の指標 トータル人口維持※1

基本目標 4 の指標 住民まんぞく量72.0ポイント以上

※1 前年度総人口と当該年度総人口が同数となり、人口が維持されている状態

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町の公共施設等総合管理計画では、次のとおり基本方針を定めています。

ア 施設の再編による施設保有量の縮減

現在保有する施設のあり方や必要性について、人口や財政の状況を踏まえ、住民ニーズや費用対効果などの面から総合的に評価を行い、必要なサービス水準を

確保しつつ、用途の見直しや複合化、周辺施設との統廃合などによる施設保有量の縮減を行い、財政負担の軽減を図ります。

イ 計画保全による施設の長寿命化

今後も活用していく施設については、メンテナンスサイクルを構築し、計画保全（施設の不具合が生じる前に予防的に対策を行う予防保全及び機能改善や耐震補強を行う改良保全）を行い、定期的な点検・診断を実施することにより、施設を安全に長持ちさせるとともに、更新時期の集中を避け、毎年の更新費用の平準化を図ります。

ウ 保有形態の見直しによる効率的な管理運営

効率的な管理運営を行い、施設の有効活用を促進するため、民間の活力やノウハウを取り入れるとともに、民間や地元等への移管も含めた施設の保有形態の見直しを行い、効果的な住民サービスの提供を図ります。また、経費節減の徹底と適正な使用料の確保に努めます。

本計画では公共施設等総合管理計画の基本方針に沿い、公共施設の縮減と長寿命化に特に重点を置くと共に、施設の管理運営に民間の活力等の取り入れを進めます。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

少子高齢化の進行や都市部への若者の流出など、人口減少に歯止めのかからない現状にあり、早急に人口減少問題への対策が必要です。

そのため、価値観やライフスタイル、働き方の多様化による自然回帰志向の高いU・J・Iターン希望者等の獲得に向け、本町の強みである充実した子育て支援や特色ある教育を更に伸ばさせるとともに、空家や空地の利活用による住まいの確保、子育て世代や第2のチャレンジ世代など、多様な世代が混在し生き生きと豊かな暮らしを実現できる新しい住まいのエリア（分譲・賃貸住宅地）の整備を官民連携で推進します。また、異なる文化や歴史、気候、産業などに触れることができる地域間交流や国際交流を積極的に進め、自身が住む地域を再認識することで培われる郷土愛の醸成や、本町に継続的に多様な形で関わる人々、いわゆる「関係人口」を地域の力として活用する仕組みづくりに取り組みます。加えて、まちの未来を担うまちづくり人材を町民の中で育成し、町民の誰もが役割を持ち、活躍し続けることのできる全世代全員活躍のまちづくりを進めます。

他方、近隣の市町で構成する定住自立圏の取り組みを維持・発展させ、更なる町民福祉と生活の利便性を向上させるとともに、スケールメリットを生かした就労の場の確

保や関係人口の構築を図り、若年人口の流出防止と魅力向上による移住・定住者の獲得に結び付けます。

（２）移住・定住

進学や就職、結婚・出産を契機とした若年者の流出防止と、まちの魅力向上による移住・定住者の増加、健康寿命の伸長と高い合計特殊出生率に支えられて人口維持が図られ、自然や芸術文化、産業、経済、地域コミュニティなど、地域の活力と産業の力が維持される取り組みを進めます。

現状と問題点

本町では、少子高齢化の進行に伴う自然減に加え、進学や就職に伴う若年層の転出による社会減により、毎年約 50 人程度の人口が減少しています。今後も続く更なる少子高齢化の進行は、福祉・介護等に関する社会保障費の増大、労働力人口の減少による地域経済の縮小のほか、地域社会を支える担い手不足など、まち全体の活力の低下につながるものが懸念されます。そのため、人口減少は、本町の最大の課題となっています。

一方、都市住民の中には、価値観やライフスタイル、働き方の多様化により、ＩＣＴを活用し場所に捉われず働くテレワークを行う人や、新たな発想で地域資源を生かした起業を行う人、農業を営みながら別の事業を手掛ける半農半Ｘを行う人など、田舎での生活を謳歌し人生を豊かにしたいと考える、人生の選択肢の多様化が進んでいます。

そのため、社会の変化に対応した新たな形の人同士のつながりや、新たなコミュニティの創造のあり方、地域住民と移住者が互いを尊重し共存し合えるコミュニティの維持形成など心に寄り添うソフト的な取り組みを進めるとともに、移住者や子育て世代が住みたいと思えるような住まいのエリア（分譲地等）の整備や、空家のリノベーションや更地化等による住宅及び土地の供給などハード的な取り組みも早急に進める必要があります。

その対策

- ① 相談窓口の充実、ワンストップ化など、きめ細やかな移住相談体制を整備する。
- ② ＵＪＩターン希望者の積極的な探索と就労支援を行う。
- ③ 二地域居住、季節別移住、週末移住、教育移住など多様なニーズに応じた移住の促進を図る。
- ④ 移住体験、町内案内、各種手続き相談、地域・行政・その他必要機関との連携などスムーズな移住受入れ体制を構築する。
- ⑤ 民間事業者と連携した分譲地や賃貸住宅等を整備する。
- ⑥ 空家等の継続的な実態把握と地域との連携による空家・空地活用を図る。
- ⑦ 老朽空家の寄付受け、更地化による景観向上と住宅地や第３の居場所等への活

- 用を促進する。
- ⑧ 空家流動化の促進と戦略やニーズに応じた助成制度を創設する。
 - ⑨ Uターン者受け入れのための住宅改修費等を支援する。
 - ⑩ 空家活用モデル事業の推進を図る。
 - ⑪ お試し住宅等の整備によるプチ移住者の獲得を図る。
 - ⑫ 二極地生活、週末生活等、奈義町ファンづくりと関係人口の滞在の場を確保する。
 - ⑬ 町民の移住促進活動への主体的参画を促す。
 - ⑭ 民間企業との連携、アドバイザーの任命、地域おこし協力隊など、外部人材の積極的な活用を図る。
 - ⑮ 地域へのとけこみ、移住者交流会、生活相談など、移住後のサポートを強化する。
 - ⑯ 全世代全員活躍型「生涯総活躍のまち」を実現する。

重要業績評価指標（町民まんぞく量調査R2→R7）

項目	目標値
23 住みやすいまちである	79.8→80.5

（３）地域間交流

民間企業や大学、津山圏域及び同じ目的やテーマを共有する全国の自治体等との連携や交流により、住民福祉や文化度の向上、地域経済の活性化、地域力の維持・向上が図られる取り組みを進めます。

現状と問題点

他自治体との交流は、町内だけでは得ることのできない取り組みや体験、情報を得る機会をもたらし、町民の豊かな心や自分のまちを考えるきっかけ、行動の変化に結びつく可能性をもたします。また、日常から個人、団体、あるいは地域単位では、さまざまな交流が行われていますが、とりわけ異なる文化や歴史、気候、産業などに触れることができる地域間交流は、友好や信頼関係を築くだけでなく、自身が住む地域を再認識することによる郷土愛の醸成や地域内での絆が深まるなど、住みやすい地域づくりにも結び付くことが期待されます。

今後の地域づくりにおいて、地域に住む人々だけでなく、地域に必ずしも居住していない地域外の人々に対しても、地域の担い手としての活躍を促すこと、すなわち地域づくりやまちづくり人材の拡張を図ることは、地域の活力を維持・発展させるためには必要不可欠です。このため、地域外から地域の行事やイベントに毎年参加し運営にも携わる、副業や兼業で週末に地域の営農法人や地域再生推進法人で活動するなど、その地域や地域の人々に継続的に多様な形で関わる人々、いわゆる「関係人口」を地域の力にしていく仕組みづくりや機運の醸成が必要です。

その対策

- ① 地域内及び地域間交流・連携の推進による持続可能な地域づくりを推進する。
- ② 同じ目的を共有する自治体間での連携と情報共有
- ③ 交通・福祉・子育て支援など津山圏域や県北地域など、自治体連携や住民間連携による課題解決と、観光・移住定住など圏域全体の魅力づくりへの取り組みを進める。
- ④ 教育、文化、農泊、留学、ホームステイなど、他県自治体や海外都市等との姉妹都市連携や新たな交流を推進する。
- ⑤ 保養、農業体験、アート体験、民間資金等の活用など、民間企業との交流や連携を推進する。
- ⑥ 生涯学習・伝統文化などで、海外企業等の視察研修受入れによる体験事業と国際交流、まちのブランド力向上への取り組みを推進する。
- ⑦ 住民ニーズに基づく多様な交流への支援を行う。

重要業績評価指標（町民まんぞく量調査R2→R7）

項目	目標値
63 周辺のまちや全国のまちとの交流が行われている	57.1→60.0

（４）人材育成

町や地域における様々な諸問題や課題に対し、住民自身が当事者意識をもって主体的に参画する機運の醸成を図り、誰もが役割を持って活躍できる、全世代全員活躍型の「生涯総活躍のまち」づくりに取り組みます。

現状と問題点

少子高齢化・過疎化をはじめ、都市化やライフスタイルの多様化など、様々な要因を背景に地縁組織などにおける繋がりが弱くなり、地域コミュニティの変容が課題となっています。

また、地域における様々な活動においても担い手不足が深刻化している状況にあります。地域における様々な問題が多様化・複雑化している状況からも、誰もが役割を持ち、活躍できる、全世代全員活躍型「生涯総活躍のまち」の実現が求められており、その実現には町民の積極的なまちづくり・地域づくりへの参画が必要不可欠です。

さらに、ボランティアやNPO、地域再生推進法人等による地域貢献活動やまちづくり活動、地域や社会問題を解決するためのコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスなど、目的に応じてブリッジ型で活動する組織と連携した地域づくりと人材の育成が必要となっています。

その対策

- ① 町民のまちづくりへの参画の機運の醸成への取り組みを進める。

- ② 外部人材等の有効活用を図る。
- ③ まちづくり人材の育成のため、ソフト及びハードの両面に取り組む。
- ④ 民間との連携や民間活力の有効活用による人材育成を図る。
- ⑤ 芸術文化や教育、子育て支援など尖った施策の強化によるまちのブランド力の向上と人材の獲得を図る。
- ⑥ 尖ったスキルを持つ人材の獲得と、町内への波及的施策を実施する。
- ⑦ 活力ある小さな拠点形成に向けた取り組みを推進する。
- ⑧ 誰もが役割と生きがいを持ってまちづくりに参画する全世代全員活躍のまちづくりを推進する。

重要業績評価指標（町民まんぞく量調査R2→R7）

項目	目標値
47 地域を支える人材が育成されている	61.8→63.0

（５）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	定住分譲団地造成 １式	奈義町	
	(2) 地域間交流	地域間交流施設整備 １式 空き園舎（幼稚園）活用事業 １式	奈義町	
	(3) 人材育成	人材育成拠点施設整備 １式 空き園舎（保育園）活用事業 １式	奈義町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流	地域おこし協力隊招聘事業	奈義町	
		移住・定住情報発信事業	奈義町	
		大学生等地域交流事業	奈義町	
		異文化交流事業	奈義町	
	人材育成	外部人材招聘事業	奈義町	

（６）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に沿い、本計画の実行にあたっては遊休施設等の既存施設を転用することにより保有施設の増加を防ぎます。

3. 産業の振興

(1) 産業振興の方針

本町の基幹産業は農業であり、若者が担い手として農業を職業として選択できるものにするためには、農畜産物の付加価値の高い農業への移行と地域特性を活かした農畜産物を利用して6次産業化の推進、販路の開拓など、産地づくり、人づくり、組織づくり、ブランドづくり、流通づくりを充実させ、ずっと続けられる農林畜産業への転換を今後図っていく必要があります。

また、地域資源を活用して都市住民との交流を深め、農業を中心とした観光業、商業、スモールビジネスの起業等、複合的な発展により新たな雇用を創出するため、事業者に必要な情報提供を行うとともに、外部に対する情報発信を行います。

(2) 減価償却の特例

人口減少が進む中、市町村間の連携により、産業振興、交通・情報通信、水道・下水道等の生活サービス、福祉・医療、教育など様々な分野の課題解決が図られました。過疎地域の持続的発展のための対策に当たっては、地域の実情に応じた過疎地域相互間の広域的な連携等による課題解決をさらに推進し、減価償却の特例も活用しながら地域産業の振興を目指します。

(3) 農林畜産業振興

ア 農業

本町の基幹産業である農業を既存の集落営農組織や認定農業者をはじめ、新しいし農業法人等の育成を図りながら、農業と観光の連携、農畜産物の6次化産業化等地域ブランドの取り組みを促進します。

さらに、農業従事者の後継者不足や高齢化を踏まえ、省力化に繋がる機械設備等の導入や改修を図るとともに、根本的な問題である農業従事者を確保する観点から、後継者の育成、若者の就農などを推進する多面的な施策の展開により、アグリビジネスを支援し、稼ぐことができ、希望が持てる農業と同時に農地（景観）保全に寄与する農業を目指します。また、農地法等による処分については、過疎地域内の土地を計画に定める用途に供するため農地法（昭和27年法律第229号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の自立促進が図られるよう適切な配慮を行います。

現状と問題点

本町は農業を基幹産業として昭和39年度からほ場整備が実施され、現在では、全体計画の98%が完了しています。この整備されたほ場を基盤に現在では、水稻

380ヘクタール、大豆や小豆などの豆類約100ヘクタール、さといも、白ねぎ、アスパラガス、とうもろこしなど主要作物約36ヘクタール、飼料用米など飼料用作物約130ヘクタールを主要作物とした土地利用型農業を柱に、大型農業機械の導入、近代化施設設備、生産組織の充実を図り、広戸風の風土的マイナス条件を克服しながら農業の振興を進めてきました。

しかし、農外所得の依存度が高まるなどの社会情勢の変貌に伴い、故郷を離れる若者は増え、後継者は減り、基幹的農業従事者は年々高齢化し、農業労働者の弱体化が進んでいます。さらに町内の土地利用型農業の大多数を占める第2種兼業農家は、農畜産物の廉価及び農業機械への投資による影響で経営が成り立たないのが現状であり、農家の農業離れは、今後深刻な状況になると推測されます。本町では、「地域の農地は地域で守る」を基本に、農地と農村景観を保全し、地域コミュニティの活性化を図るため、全地域で中山間地域等直接支払交付金制度及び多面的機能支払交付金制度に取り組んでおり、遊休農地の発生防止や農業・農村の有する多面的機能の維持発揮を図る取り組みが地域ぐるみで行われており、今後も強化・推進していく必要があります。また、足腰の強い農業生産の確立と優良農地の確保、地域の実態に即した生産組織の育成強化、大型機械の共同利用を含めた集落営農法人の組織化が町内11地域で行われました。しかしながら、地域のセーフティーネットの役割を担う集落営農法人も、従事者の平均年齢がおおむね60歳代であり、本町の基幹産業を課題解決に向けた奈義町農業改革プランの策定を進め、持続可能な農業の体制づくりに着手する必要があります。

さらに、認定農業者を中心とした担い手の経営安定は、優良農地の保全上でも益々重要になり、集落営農組織と認定農業者のバランスのとれた担い手育成と、人・農地プランを軸とした農地集積、経営安定に向けた諸施策により、吉井川の源流域という地域優位性を生かし売れる商品（農産品）づくりに努め、消費流通機構等の確立を図って農業収入の拡大を図る必要があります。

農業は、維持・発展を目指し、農機具等のA I活用、自動化、無人化など、ICT等の導入による環境整備に取り組み、スマート農業への転換を図るなど、先端技術を活用した次世代農業への取り組みにむけた転換期を迎えています。

その対策

- ① 儲かる農業、ずっと続けることができる農業への転換を図る。
- ② Society 5.0の実現に向け農機具等のA I活用、自動化・無人化などICT技術の活用によるスマート農業への転換を図る。
- ③ 19地区すべての地域において、人・農地プランの実質化を図り、中心経営体への農地の集積、集約化を行い、農業の効率性や生産を高める。
- ④ 農業改革プランにより、持続可能な農業の体制づくりを進める。
- ⑤ 民間企業等と連携して地域の農畜産物を活用した6次産業化を推進・支援する

など、産地づくり、人づくり、組織づくり、ブランドづくりを進める。

- ⑥ 農道や用水路整備など農業経営の基盤強化を図る。
- ⑦ 地域おこし協力隊による新規就農者の誘致や農業従事者の確保を図る。
- ⑧ 若者の新規就農を促進するため、経営のモデル計画や農地の斡旋等支援体制を構築し、情報発信に努める。
- ⑨ エコファーマー等の環境保全型農業や資源循環型事業を推進するとともに、付加価値の高い耕畜連携や地域に適した市場性の高い多彩な作物の導入を図るとともに、カーボンニュートラルに努めます。
- ⑩ 本町の農畜産物の認知度を高めるため、年間を通して保存・出荷を可能にする施設整備を図る。
- ⑪ 地産地消と農業体験等による都市住民との交流を図る。
- ⑫ 那岐山麓山の駅を本町農畜産物の広告塔と位置付け、安全安心でおいしい食料の提供により本町農畜産物の認知度を高める。
- ⑬ 地域おこし協力隊など都市部からの外部人材を招聘し、都市部との交流及び農畜産物の都市部への販路拡大等の企画広報を行い、地場産業等の振興並びに集落の維持・活性化を図る。

重要業績評価指標

項目	目標値
スマート農業モデル経営体	1 経営体以上
新規就農者（法人・個人）	3 経営体以上
環境にやさしい農業や資源循環型事業	取組面積 18ha/年以上

農家戸数及び従業者数

（単位：戸・人）

区分 年	農業戸数	専業農家	兼業農家			農家人口	農業就業 人 口
			総 数	第 1 種	第 2 種		
昭和25年	1,530	859	671	464	207	8,253	-
35年	1,512	774	738	476	262	7,563	4,939
45年	1,319	127	1,192	551	641	5,488	3,713
55年	1,135	128	1,007	182	825	4,676	3,053
平成 2年	1,050	177	873	65	808	4,381	2,954
7年	984	165	819	127	692	3,984	2,683
12年	803	157	646	74	572	3,737	2,562
17年	727	181	546	68	478	3,303	2,000
22年	597	168	429	59	370	2,231	1,620
27年	468	138	330	35	295	1,706	1,209

資料：農林業センサス

経営規模別農家数

(単位：戸)

区分 年	総農 家数	例 外 農家	0.3ha 未満	0.3～ 0.5ha	0.5～ 1.0ha	1.0～ 1.5ha	1.5～ 2.0ha	2.0～ 2.5ha	2.5～ 3.0ha	3.0～ 以上
昭和25年	1,530	－	240	268	616	307	87	8	3	1
35年	1,512	3	190	211	538	426	111	31	1	1
45年	1,319	3	181	198	466	312	123	24	10	2
55年	1,135	－	179	189	398	226	84	27	14	18
平成 2年	1,050	1	144	153	401	191	85	28	10	37
7年	984	2	108	165	335	206	91	32	14	31
12年	803	5	－	129	330	191	80	24	10	34
17年	737	－	13	112	287	191	58	51		25
22年	612	1	6	85	245	150	46	43		36
27年	483	2	4	65	168	121	48	36		39

資料：農林業センサス

イ 畜産業

奈義町産の畜産物に対する知名度を向上させることでブランドの確立を図り、新たな担い手の育成・確保を進めて、奈義町における高収益型畜産業を目指します。

現状と問題点

本町の畜産業は、畜産関連事業の積極的な取り組みにより近代化基幹施設整備が図られ、本町の農業産出額の約6割を占める中心的な産業に発展しています。現在、町内の農家では、乳用牛約600頭、肉用牛約2,400頭、豚3,000頭が飼育されています。T P Pや日豪E P Aの発効により、安価な輸入畜産関係品目への消費拡大や、新型コロナウイルス感染症の影響による消費低迷、飼料の高騰など、畜産を取り巻く環境は厳しい状況にあります。さらに、畜産従事者は高齢化や後継者不足などにより、小規模畜産農家の廃業や、臭気等の環境問題など多くの課題を抱えています。

一方で、「なぎビーフ」は、県内のホテルや飲食店での提供機会が増えるなど、徐々にブランド化が定着してきました。また、全国和牛能力共進会でも継続して高成績を収めるなど、ブランド牛としての実績も重ねてきています。今後もブランド化を更に推進するため、黒豚と共に、生産力の向上に向けた施設（畜舎等）の整備や効率的な機械導入による生産性の向上、さらには、生産物の高付加価値化、高品質化に必要な体制整備を行い、奈義町ブランドを広くPRしていく必要があります。マーケティングによる戦略的販売の実践に向け、J Aや民間企業、地域商社等と連携した流通体制の構築、首都圏や関西圏などを睨んださらな

る販路開拓、海外輸出振興と事業者の育成など、流通・販売体制の強化を図っていく必要があります。

酪農では、食の安全性への消費者ニーズの高まりから、良質乳生産に向けた環境整備や個体能力の見極め、生産者の乳質改善意欲の高揚が求められています。

また、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、家畜ふん尿の適正な管理が求められることになり、こうした法整備のなかで、本町はいち早く環境整備に取り組み、平成6年に奈義有機センターを整備、更に畜産農家へ自己完結型の家畜ふん尿処理施設整備を強力に推進するなど、環境問題を未然に防止しながら、米や野菜などの耕種農家への堆肥供給による環境保全型農業を展開、平成17年度から耕畜連携の一環として稲WC S（稲発酵粗飼料）を乳牛や肉用牛に給餌し、粗飼料自給率の向上を図っています。

今後も適正な家畜排せつ物の処理を行い、積極的な有機堆肥の利用と耕畜連携による稲WC Sの生産・利用拡大を推進し、耕畜連携による資源循環の取り組みを行う必要があります。

その対策

- ① 酪農、肉用牛等の自給飼料基盤の整備充実を図る。
- ② 農業基盤整備事業の推進を図る。
- ③ 地産地消の推進はもとより、全国・海外への輸出と販路拡大を図る。
- ④ 米や野菜などの耕種農家への堆肥供給等循環型農業を推進する。
- ⑤ 耕畜連携を推進するため、堆肥化処理施設の維持・拡大を図る。
- ⑥ 「なぎビーフ」や黒豚のブランド化を推進する。
- ⑦ 耕畜連携及び管内自給飼料の生産・利用拡大による飼料自給率及び堆肥利用率の向上を図る。
- ⑧ 生産基盤の強化、高性能機械の導入による作業効率・生産性の向上を図る。
- ⑨ 環境問題や健康に配慮した農業の推進を図る。
- ⑩ 死亡獣畜の処理等の支援強化を図る。

重要業績評価指標

項目	目標値
堆肥供給金額	10,000 千円/年

農業租生産額（耕種）

（単位：千万円）

区分 年	米	麦	豆類	いも類	野菜	果実	花き	その他 加工品	合計
平成 7年	90	-	8	-	12	1	2	12	125
12年	66	-	10	-	17	1	1	10	105
17年	48	1	12	1	19	2	4	8	95
22年	48	1	8	1	17	2	4	9	90
27年	38	0	6	2	37	3	1	0	87

農業租生産額（畜産）

（単位：千万円）

区分 年	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	合計
平成 7年	88	40	31	83	242
12年	91	54	27	87	259
17年	67	91	32	110	300
22年	78	91	34	120	323
27年	69	76	-	-	145

資料：農林業センサス

ウ 林業

木材の地産地消の推進と観光や商業との連携など、新しい林業への転換を図ること
とで、地域の活性化を目指します。

また、令和元年度に創設された森林環境譲与税を活用して、適正な森林の整備に
取り組みます。

現状と問題点

本町は森林資源に恵まれ、森林面積は4,426 h a で町総面積の約64%を占め、所
有形態別では国有林1,356 h a、民有林3,070 h a となっています。民有林のうち
杉・桧を主体とした人工林は約73%の2,095 h a で、そのうち、約36%が今後間
伐、枝打ちなどの保育施業が必要な35年生以下の若齢林となっています。

戦後植林した森林の多くが主伐期を迎えていますが、木材価格の低迷などによ
り収入が見込めないため、伐期を先延ばししている状況にありますが、その間も
択伐、収入間伐を行い林業経営の継続化を図ることが必要となっています。

また、全国的に林業を取り巻く情勢は国産材需要の減少をはじめ、生産コスト
の高騰、林業従事者の高齢化、後継者不足など、厳しい状況にあり、本町の林業
も同様にこれらの問題を抱えています。

森林は水を育む、気候変動を緩和する、山地災害を防止するなどの多面的機能を持っており、この多面的機能の発揮が様々なSDGsにも貢献しており、山林の持つ役割はますます重要となっていますが、木材需要の減少により林業情勢は下降の一途をたどり、山林所有者の山離れ等深刻な問題となっています。

今後は木材の地産地消と環境保全を推進するため、広葉樹林の育成や環境にやさしい薪ストーブの導入も併せて、他産業と連携することで新たな森林資源の活用を図るとともに、森林環境譲与税を活用し、これまで手入れが十分に行われてこなかった森林の整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進に取り組みます。

その対策

- ① 保育、造林事業を計画的に行い、環境保全及び林業生産の拡大を図る。
- ② 林道や作業道等の整備を図る。
- ③ 下刈り・枝打ち・間伐等の保育作業が必要となるため、森林所有者の造林意欲の向上と各種補助事業の活用により所有者負担の軽減を図る。
- ④ 植林・保育のつどいの開催、ボランティア活動への支援を図る。
- ⑤ 里山林等身近な森林を森林公園として整備し、環境教育・健康づくりの場としての活用を図る。
- ⑥ 農業・観光等の他産業との連携により森林資源の活用を図る。
- ⑦ 鳥獣害防止対策の強化と捕獲後の処理体制及び施設整備を図る。
- ⑧ Society 5.0実現に向けたスマート林業の検討と実証を行う。
- ⑨ 地元産材の公共施設等への利用促進を図る。

重要業績評価指標

項目	目標値
森林の下刈り・枝打ち・間伐面積	15ha 以上/年
有害鳥獣駆除数	1,500 頭以上/年

(4) 地場産業おこし・地場産業の振興等

農林畜産業と観光、商業の連携による取り組み、農林畜産物の6次産業化による売れる特産品開発など、アグリビジネスを推進・支援し、全町的な産業振興を目指します。また、東山工業団地等の事業所説明会等の開催により雇用と人材確保を図ります。

現状と問題点

本町は農林畜産業が主な産業ですが、今後、観光と結び付いた産業振興に大きな期待を寄せています。

近年の観光客のニーズの多様化、様変わりなどから、本町に求められるものを明確にし、それに対応した体験型・滞在型観光への転換を図り、都市住民の町内への来訪を促し滞在時間の延長に結びつけ、アグリツーリズムによる地域活性化を推進する必要があります。

併せて、本町のブランディングを図るため、町内の食品製造企業や飲食店等との連携により、新たな特産品等の研究開発に取り組み、地域ブランドの確立や地場製品の消費拡大を図ることも求められています。

また、東山工業団地等の事業所（製造業）では、就業人口の減少に伴い慢性的な人手不足の状況となっています。

その対策

- ① 農林畜産業と観光、商業との連携による地場産業振興を図る。
- ② 町内の食品関連企業や飲食店等との連携による農林畜産物の6次産業化を進め、新たな特産品等の研究開発に取り組む。
- ③ 地域資源を活用した起業化支援を行う
- ④ 売れる商品の開発やリサーチ（調査）に対する支援を行う。
- ⑤ 地場製品の消費拡大と経営安定を図り、さらに農林畜産物のブランド化と販売促進を図る。
- ⑥ 産学官が連携して地域資源等を活用した新たなモノづくり、産業おこしを行う。
- ⑦ 東山工業団地等の企業と連携して従業員の確保を図ります。また、町内個人事業所の後継者育成を図り事業継承の体制づくりに努めます。

重要業績評価指標

項目	目標値
起業支援	1 事業者/年

（５）誘致企業との連携・支援と起業の促進

誘致企業との連携・支援と地域特性を生かした起業の促進を図ります。

現状と問題点

本町は、昭和59年から若者の定住と地域の活性化を図るために、東山工業団地造成し、現在は16社が操業しています。操業者で組織する東山工業会と連携を密にし、企業の認知度向上や就労者の確保、イベント等を通じた交流を積極的に行うなど、誘致企業に対するフォローアップも行っています。

また、活力あるまちを創造していくためには、町民や移住者自らの志による起業を喚起し、新規創業者の発掘や育成、雇用の場の創出や地域の活性化を図る必

要があります。町では、起業者へは起業者支援事業交付金制度を設けています。今後も時代のニーズに応じた起業を支援し、農業者による6次産業化やモノづくり作家、アーティストなど多種多様な起業者による活気あるまちを目指します。

その対策

- ① 企業や起業者のニーズに合わせた支援施策を実施する。
- ② 後継者への事業承継を後押しする施策を実施する。
- ③ 老朽化等による店舗の改修に関する支援施策を実施する。
- ④ 豊かな地域資源の活用やモノづくり作家等への支援により、起業しやすいまちづくりに取り組む。
- ⑤ 起業者の発掘や育成、相談体制の充実を図る。
- ⑥ 貸工場・貸事務所・シェアオフィス・サテライトオフィスなど起業者等に対する施設・整備等を支援する。

重要業績評価指標

項目	目標値
店舗の改修	2 店舗/年

製造業の状況(工業統計)

(単位：戸、人、万円)

区 分	工場数	従業員数	出荷額	区 分	工場数	従業員数	出荷額
平成 16 年	28	845	3,023,831	23 年	18	424	1,922,944
17 年	31	990	2,705,952	24 年	18	597	2,363,259
18 年	29	1,018	3,581,204	25 年	18	610	1,505,548
19 年	29	1,059	3,832,699	26 年	18	690	2,114,706
20 年	30	1,051	2,962,439	28 年	18	787	3,085,890
21 年	23	931	2,331,444	29 年	19	855	3,478,389
22 年	21	807	2,300,074	30 年	20	960	3,644,704

資料：工業統計調査・経済センサス

(6) 商業の振興

農林畜産業や観光との連携強化により新たな商業活動を推進するとともに、小規模事業者等の経営の安定化や活性化を目指します。

現状と問題点

本町の商業は、人口の減少と近隣自治体への大規模商業施設の進出及びインターネット販売の利用者増加などの影響により、購買力が町外に流出しています。

さらに、電子マネー等の普及に伴い、購買意欲は代金決済の方法なども選択肢の一つになっており、時代に応じたサービスの提供も必要不可欠なものとなっています。

今後は、日々変化する消費者のニーズに柔軟に対応できる経営者の育成と、商業経営の基盤整備を図り、観光施設等と商店を連動させるほか、町内での消費刺激策を講じて消費を喚起し、新たな特産品の開発及び質・量といったコストパフォーマンスの充実を図るなど商業の振興を進め活性化を図る必要があります。

その対策

- ① 商業経営の基盤整備を図り、観光施設等と商店街との連動を図る。
- ② 町民の購買力の町外流出を抑制するため地域通貨を発行し、町内消費刺激策を講じて地域活性化を図る。
- ③ 商工会と連携し、消費者のニーズに対応できる経営者を育成する。
- ④ 新たな分野への展開や経営革新に対する支援を行う。

重要業績評価指標

項目	目標値
消費者のニーズに対応できる経営者の育成	1 経営体/年

商業の状況

(単位：戸、人、万円)

区分	卸売業			小売業			計		
	商店数	従業員数	年間販売額	商店数	従業員数	年間販売額	商店数	従業員数	年間販売額
平成3年	2	-	-	81	251	470,757	83	-	-
6年	2	-	-	73	249	578,451	75	-	-
9年	2	-	-	66	263	486,806	68	-	-
11年	2	-	-	79	-	-	81	-	-
14年	6	17	11,604	66	221	301,860	72	238	313,464
16年	5	28	19,421	71	259	342,749	76	287	362,170
19年	9	35	239,400	72	306	378,400	81	341	617,800
24年	2	14	-	49	220	-	51	234	-
28年	7	22	-	58	268	-	65	290	-

資料：商業統計調査・経済センサス

(7) 観光レクリエーションの振興

農林畜産業や商業との連携による地域資源や、自然とアートが融合した国内有数の美術館を生かした観光や都市住民等の観光ニーズを捉えた戦略的観光（DM

○)を進めることで、全国的な本町の知名度や来訪者数を高める取り組みを行います。また、子育て世代に特化した観光を進めます。

現状と問題点

国定公園那岐山を中心として、清流と緑、清浄な大気という恵まれた自然環境が貴重な観光資源となっており、四季を通じて年間約13万人の観光客が訪れていますが、ほとんどが通過型、日帰り型の観光です。近年、観光の動向が、従来の回遊型観光からアグリツーリズムやグリーンツーリズムと呼ばれる緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動に移行しています。また、家族旅行、小グループ型へと変わりつつあり、同時に単一箇所での点の観光から他の観光地との線の観光などへの変化に対応するため、広域連携を含め、滞在時間のアップを図り、自然と調和した観光地づくりを進める必要があります。

また本町の美術館は、自然とアートが融合した国内有数の美術館として、多くの観光客が訪れていますが、ICTを活用し、さらに幅広い年代に向けた魅力を発信し、来場者を増やす必要があります。

いずれの観光資源においても、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した観光分野の活性化対策を図るため、時代に応じた観光形態へ対応する観光関連施設のリノベーションを行い、利用者の利便性の向上を図る必要があります。

その対策

- ① 広域連携を含めた滞在時間の延長を図り、周遊型観光を推進する。
- ② 農業と商業、観光の連携を図り、地域の観光資源の魅力を高める。
- ③ 農林畜産業体験等を含めたグリーンツーリズムを推進する。
- ④ 季節の花や紅葉など本町の自然の見どころと、那岐山麓山の駅、奈義町現代美術館、なぎビカリアミュージアムなど既存施設と有機的に結び、幅広い世代に対して情報発信することにより複合的な観光振興。
- ⑤ 本町の観光拠点である那岐山麓山の駅の施設の充実、蛇淵の滝や屋敷の滝など既存の観光スポットの整備とともに、都市交流を含めた観光地づくりを推進する。
- ⑥ 効果的なPR活動の展開と観光プロモーションの強化を図る。
- ⑦ 観光施設整備・観光ボランティアの育成・ICTの積極的活用など、観光誘客促進のための環境整備を図る。
- ⑧ 現代アートや横仙歌舞伎を生かし、芸術と文化をキーワードにした観光の振興を図る
- ⑨ 観光客に町内の様々な魅力を満喫してもらうため、幅広い世代が利用できる情

報発信の仕組みを作る。

- ⑩ 空き家等を活用した民泊施設の整備を進め、滞在型の観光ができる拠点を作る。
- ⑪ 親子でゆっくり楽しめる施設展開を図り、各種事業やイベント等でも親子に配慮した内容を検討する。

重要業績評価指標

項目	目標値
施設入館者数（現代美術館・ビカリア・山の駅）	100,000 人/年

施設入館者数

（単位：人）

区分 年	現代美術館	なぎビカリア ミュージアム	那岐山麓山の駅	合 計
平成25年	25,209	11,051	56,258	92,518
26年	17,138	9,380	52,856	79,374
27年	20,020	10,030	51,886	81,936
28年	20,836	9,656	49,385	79,877
29年	21,833	10,249	43,354	75,436
30年	20,167	11,340	41,262	72,769
令和元年	23,595	12,543	40,757	76,895
2年	21,262	9,410	29,206	59,878

（８）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の 振興	(3) 経営近代 化施設 農業	スマート農業機械導入事業 自動走行トラクター購入 1 台 自動運転田植機購入 1 台 自動運転アシスト機能付 コンバイン購入 1 台 リモコン式自走草刈機購入 1 台 農作業用ドローン購入 1 台 システム機器整備 1 式	奈義町	

	(4) 地場産業 の振興 流通販売 施設	農産物直売所等整備 1 式 精米プラント等整備 1 式	奈義町 奈義町	
	(9) 観光又は レクリエーション	駐車場整備 1 式	奈義町	
		山村体験型交流施設整備工事 1 式	奈義町	
		食材等供給施設整備工事 1 式	奈義町	
		山の駅コテージリノベーション工事 1 式	奈義町	
		オートキャンプ場整備 1 式	奈義町	
		総合運動公園整備事業 遊具増設 1 式 スケートボード場整備 1 式	奈義町	
		ビカリアミュージアム改修事業 1 式	奈義町	
	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業	地域おこし協力隊招聘事業 都市部への農畜産物の販路拡大と観光に よる交流人口の増加を図る。	奈義町	

(9) 産業振興促進特別事項

過疎地域の「持続的発展」に資する産業振興をより効果的に促進するため、新たに情報サービス業等の立地を促進するとともに、地域企業の持続性向上を目指します。

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業促進区域	業種	計画期間	備 考
奈義町全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(4)～(7)のとおり

(10) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に沿い、既存施設の長寿命化対策として機能強化を図るとともに、施設の管理運営に民間の活力等の取入れを進めます。

4. 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

本町におけるＩＣＴの積極的な導入・活用等により、都市部との情報格差と情報通信技術の利用機会の格差是正を図り、住民生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図ります。加えて、行政事務の効率化と行政サービスの拡大を図り、スマートシティ奈義町の実現を目指します。

現状と問題点

本町では、地域情報通信格差の解消を図るとともに、住民へより多くの行政情報を提供するため、平成22年度に光ファイバー網を町内全域に整備しました。この光ファイバー網を整備したことにより、現在は都市部同様の情報通信をすることができるようになった一方、その維持管理経費は年々増加しており、財政的に大きな負担となっていますが、急速に進化するＩＣＴ技術やサービスを利用する基盤として欠かすことはできず、防犯防災や産業振興、教育、医療、福祉、行政サービス、情報発信等で一層の利活用を図るため、適切に更新・整備する必要があります。

今後は、社会情勢や技術動向等の変化に柔軟に対応しつつ、実行性のある奈義町版ＤＸ計画を作成し、ＩＣＴを活用したまちづくりを進める必要があります。

その対策

- ① マイナンバーカードの普及とサービスの拡充を図る。
- ② 町公式アプリケーションの機能強化による住民サービスの向上を図る。
- ③ 小中学校及びこども園等のネットワーク環境整備によるＩＣＴ教育を推進する。
- ④ ＩＣＴを活用したオンライン診療への取り組みと健診システムとの連携を推進する。
- ⑤ 子育て支援としての母子手帳等の電子化を行う。
- ⑥ 電子マネーによる納税を検討する。
- ⑦ ＩＣＴを活用した公共交通システムを構築する。
- ⑧ 空家や遊休公共施設へＩＴベンチャー起業等を誘致する。
- ⑨ ギガスクール構想と連動した、学校教育と地域のＩＣＴによる連携を図る。
- ⑩ ＩＣＴを活用したスマート農業の導入と普及促進を図る。
- ⑪ デジタルを活用した観光事業を導入する。
- ⑫ ナギフトカードの機能強化による商工振興と町民の利便性向上を図る。
- ⑬ ＩＣＴ普及促進のための町民講座を開設する。
- ⑭ 行政事務のデジタル化（ＤＸ）とペーパーレスを推進する。
- ⑮ 公共施設のICT利用環境を強化する。

- ⑯ 町内における各種システムの標準化を図る。
- ⑰ 施策立案及び効果検証・分析に係るデータ活用を実施する。
- ⑱ 町職員におけるデジタル人材の育成とセキュリティー教育の充実を図る。

重要業績評価指標（町民まんぞく量調査R2→R7）

項目	目標値
58 インターネット環境や情報化が進んでいる	65.4→70.0

（２）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
３ 地域における情報化	(1) 電気通信施設等の情報化のための施設 告知放送施設	告知端末整備事業 １式	奈義町	
	防災行政用無線施設	防災行政無線更新整備 １式	奈義町	
	ブロードバンド施設	光ファイバー整備事業 １式	奈義町	
	その他情報化のための施設	公共施設ICT利用環境強化事業 １式	奈義町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	ブロードバンド施設譲渡事業 １式	奈義町	
	デジタル技術活用	D X推進事業 １式	奈義町	

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に沿い、既存施設の長寿命化対策と併せて機能強化を図るとともに、施設の民間への譲渡を検討します。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通通信体系の整備の方針

町道等の整備は安全性や機能性のほか、地域の現状にあった生活道路の整備を進めると共に、景観向上に配慮した整備を推進します。また県の広域交通網と本町とのアクセス向上を求め、町民が時間的距離により行動に制約を受けることのないよう道路インフラ整備を推進します。

また、幼児から高齢者まで幅広い世代が快適に行動できるよう地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保・維持・改善に努めます。

(2) 交通施設の整備

県の広域道路網の空白地等地域的要因により行動が制限されることのないよう美作岡山道路の北部延伸や国道53号の地域高規格道路化等、積極的な道路整備を推進し、地域間格差の是正を図り、町民だれもが自由に行き来できる道路網の整備を目指します。

現状と問題点

住民の生活水準の向上と生活態様の都市化、自家用車の普及によって住民の生活はますます広域化しており、本町が活力あるまちづくりを推進するためには、他県・他市町村との連絡幹線道路の整備が一層重要になっています。本町には、東西を走る国道53号、南北に走る主要地方道美作奈義線、一般県道石生奈義線、行方勝田線の4路線と町道484路線があり、一部地域では、国道、県道で歩道整備等が行われていますが、国道の歩道の大部分はマウントアップ型であり、高齢者が使用する電動車いす等の通行に大きな障害となっています。

また、県内では、県北と県南など地域間の連携強化や広域交通拠点へのアクセス向上等を目的とした美作岡山道路、また、空港津山道路等の地域高規格道路の整備が進められていますが、本町とは直接接続されていないため、美作岡山道路の北部延伸等、本町が岡山県の広域交通網から外れることがないよう国道53号とのアクセス整備が強く求められています。

一方、町道の整備状況は、幹線道路（1・2級町道）で91.33%と進んでいます。が、経年による舗装路面の磨耗などが著しい路線もあるため、計画的に長寿命化対策を進める必要があります。また、集落内の生活道路では未整備区間もあるため、関係地区と調整を図りながら整備を進めることが求められています。

さらに、生活道路のきめ細やかな除雪対策、草刈等の維持管理が課題となっており、今後、協働による道路維持活動を実施すると共に、景観向上に配慮した設計・施工を推進する必要があります。

その対策

- ① 国道・県道・町道のマウントアップ型歩道を解消し、高齢者や障がい者が自由に行動できる、バリアフリー化を推進し安全の確保を図る。
- ② 美作岡山道路と国道53号とのアクセス道路の早期整備を図る。
- ③ 安全・機能性を確保した上で、魅力的なまちになるため「景観向上」に配慮した設計・施工に努める。
- ④ 住民の生活道を確保するため、町道や農道及び林道の維持管理について、長寿命化計画に基づき整備すると共に、地域住民との協働を推進する。
- ⑤ きめ細やかな除雪対策として、除雪機械等を整備し、地域住民との協働を推進する。

重要業績評価指標

項目	目標値
国道、県道、町道のバリアフリー化	各 1 箇所
美作岡山道路北部延伸道路整備要望	1 回/年
法面对策工事	2 路線
橋梁点検	206 橋

道路の整備状況

(単位 : km、%、m)

区 分		道 路					橋 梁			
		総延長	改良済延長	改良率	舗装延長	舗装率	橋数	延長	永久橋	
									橋数	延長
国 道	53 号	14.7	14.7	100	14.7	100	24	631	24	631
	計	14.7	14.7	100	14.7	100	24	631	24	631
県 道	美作奈義	4.4	4.4	100	4.4	100	2	35	2	35
	石生奈義	3.5	3.5	100	3.5	100	1	21	1	21
	行方勝田	3.5	3.2	91.4	3.5	100	2	39	2	39
	計	11.4	11.1	97.4	11.4	100	5	95	5	95
町 道		283.5	158.2	55.8	202.5	71.4	206	1,823	205	1,814
合 計		309.6	184.0	59.4	228.6	73.8	235	2,539	234	2,530

(令和3年4月1日現在)

(3) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保

現在は複数の主体がそれぞれに公共交通サービスを提供しており、サービス同士の連携に弱みがあるため、地域交通全体のマネジメントを一元化し、全世代の町民の利便性の向上と持続可能な公共交通サービスの充実化を図ります。

現状と問題点

自家用車の普及や人口減少などにより公共交通の利用者は年々減少しており、本町内を運行路線とする民間事業者は1社と、採算面などを考えると公共交通を取り巻く環境は非常に厳しい状況である一方、高校生、高齢者などの交通弱者に対する支援、自動車以外で来町した観光客の移動手段の確保が課題となっています。

本町では、エリア型デマンド交通の「さと丸乗合交通」の運行を令和元年度から開始しており、通院、買い物、公共施設までの利用等高齢者を中心に毎月290件程度が活用されています。また、民間事業者の撤退による高校生の通学等の手段を維持するため、令和元年度から定時路線の「なぎバス」の運行事業を行っており、近隣市町への通学、買い物などを目的に月430件程度（令和2年度実績）の利用がなされていますが、令和元年に実施した「町民まんぞく量調査」において、『バスなど公共施設の便利がいい』設問では、「あまりそう思わない」が38.4%、「そう思わない」が17.1%と過半数が満足していない現状であり、具体的な声としては「バスの便が少ない」「料金が低い」といった声が寄せられているため、更なる利便性の向上が必要です。

その対策

- ① 近隣市町村との広域連携の維持および発展により、利用者の利便性向上を図る。
- ② 地域交通全体のマネジメントの一元化を図り、サービス主体間の連携強化による持続可能な公共交通サービスの提供体制を構築する。

重要業績評価指標（町民まんぞく量調査R2→R7）

項目	目標値
8 公共交通機関が乗りやすく、便利である	49.0→53.0

(4) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道 道路	道路新設改良舗装事業 野田池西線改良舗装 L=320m W=4.0m 小坂林野線落石等災害対策 L=160m A=1,468㎡ 梶並線舗装及び法面对策 L=1635.5m W=5.3m ゴヲガツボ線改良舗装 L=371m W=5.0m 茂治畑線改良舗装 L=414m W=4.0m 岩倉線改良舗装 L=371.2m W=6.0m 吉福線改良舗装 L=1,583.8m W=9.0m 野中線改良舗装 L=566.58m W=4.0m ハマノマエ線改良舗装 L=166.5m W=3.0m 内松市ケ坪線改良舗装 L=291.0m W=4.0m 内松市ケ坪2号線改良舗装 L=65.0m W=2.0m 高円野下線改良舗装 L=198.0m W=4.0m	奈義町	
	橋梁	橋梁長寿命化事業 湯料橋 L=17.5m W=4.0m 上中橋 L=21.8m W=5.5m 大坪大橋 L=20.2m W=7.0m 津山渡橋 L=27.2m W=4.0m 西ノ久保橋 L=9.8m W=3.0m 連佛橋 L=10.0m W=4.0m 九反田橋 L=13.9m W=3.0m 夫婦橋 L=4.1m W=4.5m 河内ケ元橋 L=8.4m W=2.0m 橋梁点検 N=206	奈義町	
	(3) 林道	菩提寺線舗装及び法面对策 L=100m W=5.0m 馬桑右手線舗装及び法面对策 L=50m W=4.0m 倉谷線舗装及び法面对策 L=50m W=4.0m 屋敷の谷線舗装及び法面对策 L=50m W=4.0m	奈義町	
	(6) 自動車等	乗合交通車両購入 1台	奈義町	
	(8) 道路整備 機械等	除雪車購入 1台 歩行型除雪機購入 21台	奈義町	
	(9) 過疎地域 持続的発展	バス運行対策補助事業 対象事業所 1社	奈義町	

	特別事業	福祉有償運送事業者支援事業 福祉バス・通園バス運行対策事業 乗合デマンド交通運行事業 なぎバス運行事業	奈義町	
--	------	--	-----	--

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に沿い、既存施設の長寿命化対策に重点をおくとともに、真に必要な安全対策や改良事業を実施します。

6. 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

ア 上水道施設整備

平成17年度より西原浄水場で浄化・配水する方式から、岡山県広域水道企業団が浄化した水を受水する方式に変更し、安定した給水を実現しました。これからも安全で良質な水を安定供給できる地域を目指します。

現状と問題点

近年、配水管の老朽による漏水及び破損事故が頻繁に発生し、断水等により不便を及ぼしていることから、これら漏水量の増大および事故を未然に防ぎ給水の安定供給を図るため、老朽管の更新を行う必要があります。また、老朽管の更新等による経費の増大については、水道料金の見直しなどを行い、経営の健全化を図る検討が必要です。

また、水は貴重な資源であるとの認識のもとに節水意識の高揚や水利用の合理化を推進する必要があります。

その対策

- ① 老朽管の更新について、塩化ビニル管から配水用ポリエチレン管への更新を順次行い、有収率の向上に努める。

重要業績評価指標

項目	目標値
老朽管の更新	12,581m

水道施設の状況

(単位：人、%)

施設名称	給水地区	計画給水人口	給水区域内普及率	備考
奈義町上水道	全地区	8,000	100	

(令和3年3月31日現在)

イ 下水処理施設整備

生活排水の質的变化・大量化により、河川や溜池などの水質悪化が進むなか、本

町では平成 13 年度に特定環境保全公共下水道事業に着手し、計画されていた全ての公共下水道の整備が平成 25 年度に完了しましたが、今後は町として公共下水道の維持管理と定住化促進による新たな下水道接続等に対応していく必要があります。また、平成元年度から推進してきた浄化槽設置整備事業を、平成 19 年度からは浄化槽市町村整備推進事業へ転換し、公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、水洗化などによる快適で潤いのある生活環境の実現を目指しています。

現状と問題点

令和 2 年度末現在での汚水処理普及率は 92.4%であり、今後、公共下水道の整備と合併処理浄化槽の計画的な整備を推進して行く必要があります。また、下水道の必要性について認識を深め、吉井川の源流域の町の責務として、公共用水域の水質保全に努めるとともに、地域特性である豊かな自然を守りながら、水と自然があふれる美しいまちづくりを推進する必要があります。

その対策

- ① 広報紙への掲載や未接続者への戸別訪問調査を行い、公共下水道の維持管理と定住者等への接続促進を図る。
- ② 平成元年度から推進してきた浄化槽設置整備事業を、平成19年度からは浄化槽市町村整備推進事業へ転換し、公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、水洗化などによる快適で潤いのある生活環境の実現を目指してきた。しかし生活排水を垂れ流す要因となる単独処理浄化槽（令和2年度末現在奈義町浄化槽整備区域内35基）の残存や老朽化が主な懸念事項であると考え、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、令和3年度から循環型社会形成推進交付金を要望しさらなる生活環境の整備推進を行う。

重要業績評価指標

項目	目標値
汚水処理普及率	95.0%以上

下水道施設の状況

(単位：m、ha、人)

区 分	管渠延長	処理面積	処理人口
特定環境保全 公共下水道	71,539	188	5,100

(令和3年3月31日現在)

ウ 廃棄物処理施設

一般廃棄物の処理については、平成 28 年度から 1 市 4 町（津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、美咲町）で構成される津山圏域資源循環施設組合により整備した「津山圏域クリーンセンター」で広域処理を行っており、快適な生活環境を図るため、

広域連携による 3R 推進（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組み等によりごみの減量化と循環型社会を目指します。

また、し尿等の処理については、勝英衛生施設組合で実施していますが、昭和 61 年の施設更新から 30 年以上が経過し、施設の老朽化や近年の処理実態を考慮すると今後の処理方針等について検討を行い、処理計画等の見直しや施設整備計画の策定等、効率的かつ適正な処理に向けた事業に取り組みます。

現状と問題点

ソフト面においては、本町の一般廃棄物の排出量は、年間 1,400 トン～1,500 トンの間で推移していますが、近年、排出量が増加傾向にあるため、町民や事業者がごみの排出量の削減に向けた取り組みを行っていく必要があります。

ハード面では、本町の一般廃棄物収集業務は、直営で対応していますが、平成 16 年に導入した「塵芥収集車」が 15 年以上経過して老朽化しており、不定期に不良箇所（故障）が発生して業務に支障をきたしているため、計画的に更新していく必要があります。

また、勝英衛生施設組合の施設については、昭和 41 年の稼働開始から、更新・改良工事を行いながら、施設の運営を行ってきており、平成 22 年に一部改良工事を行い、同年 10 月から前処理後希釈を行い勝央町下水道施設への投入を行っていますが、更に 10 年が経過し、組合及び施設整備の在り方を今後、検討していく計画であり、併せて、今後の本町におけるし尿等処理について、効率的かつ適正な処理方法を検討する必要があります。

その対策

- ① リサイクルや再資源化の推進、可燃ごみの水分カットなど減量化の方策について啓発することで、町民や事業者の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に対する意識改革を行い、ごみの減量化に努める。
- ② 生ごみ処理機等の普及促進やごみの分別の徹底に努め、環境の負荷及び処理経費の低減を図る。
- ③ 本町におけるし尿等処理方法について、組合処理または単町処理を基に技術的・経済的効果を比較検討し、今後の方針を決定していくとともに、処理計画等の見直し、更には必要となる施設の整備計画を策定する。

重要業績評価指標

項目	目標値
ごみの排出量	1,300t/年以下

エ 消防力、消防水利の整備

日頃から災害に備え、有事の際に迅速に行動できる消防力と防災意識の高いまちづくりを目指します。

現状と問題点

奈義町消防団は、昭和30年の3村合併により3分団定数600人をもって発足し、紆余曲折を経て平成21年から女性部を加え、1本部、3分団、20部、1女性部編成、団員定数370人となり現在に至ります。また、昭和48年に近隣の1市5町をもって津山圏域消防組合が発足し、常備消防体制が整備されています。令和3年3月から本町管轄の同東消防署日本原分署の新庁舎が滝本地内において供用開始され、消防拠点として近代的な施設整備の充実が図られました。これを踏まえ、火災・救助等の様々な災害に対して、当組合と行政と消防団とが協力・連携して、迅速かつ的確に対応できる消防力及び防災力の一層の充実強化を推進しているところです。

ここ近年は、火災のための出動については減少傾向にありますが、風水害等の多発化・激甚化する災害対応力に懸念されます。災害対策による早期避難の呼び掛けや避難誘導、土のう設置や消火・排水作業、救助・捜索活動など多岐にわたって多様化・複雑化する消防団へのニーズへ対応すべく、盤石な体制構築が喫緊の課題となっています。さらに自主防災組織との連携や機能強化の取り組みが必要不可欠であり、あらゆる災害から命を守るために自助・共助・公助を基本とした安全安心なまちづくりを推進しています。

消防力を含む地域防災の要は消防団組織にあると考え、特に社会情勢の変化の中で団員確保が危惧される状況下、令和2年10月に“奈義町消防団組織の見直し等に関する検討委員会”を立上げ、令和3年度中において消防団再編計画の策定に取り組んでいます。

その対策

- ① 構成市町及び定住自立圏と連携し、津山圏域消防組合の消防力の充実・強化と近代化に努める。
- ② 消防団を取り巻く環境変化に対応した組織(統廃合含む)や運営等の在り方を見直す。
- ③ 地域人材の協力を得て、機能別消防団員制度の導入などを検討し消防団員の確保に努め、消防団員に対する報酬や手当等の処遇改善を図る。
- ④ 組織の再編に伴い、消防機庫、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車など消防施設や資機材を更新整備する。
- ⑤ 消防水利については、年次計画により防火水槽の整備を進めるとともに、河川、ため池など自然水利の確保対策を図る。
- ⑥ 自主防災組織の機能強化や災害時の要配慮者対策等を推進し、訓練や講習会など組織活動を促進し、安全で安心な災害に強いまちづくりを進める。

重要業績評価指標（町民まんぞく量調査R2→R7）

項目	目標値
12 災害への備えがあり、安心である	69.0→72.0
28 火災への備えがあり、安心である	67.9→71.0

消防施設の状況

（単位：人、台、基、箇所）

消防団員	消防ポンプ車	小型動力ポンプ	消火栓	防火水槽
370	3	16	34	57

（令和3年4月1日現在）

オ 救急体制の強化

救急医療体制の整備充実を図り、万一の事故や疾病等にも迅速に対応できる組織及び体制づくりを目指します。

現状と問題点

救急医療体制について、幹線道路で頻発する交通事故、更には高齢化による医療の救急需要の拡大や生活習慣の多様化に伴う疾病構造の変化により、新たな対応が求められ、関係医療機関の協力を得て、救急体制の整備・充実を図る必要があります。

本町は県北の県境所在地であり、救急医療機関までが遠距離という条件不利地域であるため、救急隊が到着するまでに時間を要することから心肺蘇生法や止血処置等を行うことができる住民の教育、育成の場の提供が欠かせないと考えます。加えて、救命救急士の育成や高規格救急車の導入、またドクターカー・ドクターヘリの運用により、医師による現場での早期処置や山間部などからの迅速な搬送を可能とし、傷病者救命率の一層の向上を図ります。

また、地域の民生委員と連携し、ひとり暮らし老人等の救急時などの支援についての取り組みを推進します。

その対策

- ① 津山圏域消防組合の救急体制の整備充実を図る。

重要業績評価指標（町民まんぞく量調査R2→R7）

項目	目標値
6 病気になっても安全である	64.5→68.0

カ 安全で安心な地域づくり

犯罪のない地域の中で安心して生活でき、防犯意識の高いまちづくりを目指します。

現状と問題点

本町では、犯罪のない明るく安心なまちづくりに努めていますが、近年各地で、高齢者等を対象とする「特殊詐欺」や公的機関から来たと思わせる「かたり商法」「点検商法」などが多発しています。

犯罪の発生を未然に防止するためには、警察や地域企業、関係機関・団体などと連携をとりながら、町民の防犯意識の普及・啓発を図り、町内会や地域ボランティア等の自主的な活動の促進・支援を行い、町民を中心とした自主防犯体制の確立を図ることが必要です。

また、万一犯罪が発生した場合、被害拡大を防止するため、防災行政無線等により迅速に犯罪や事故等に関する情報を伝達する必要があります。

その対策

- ① 美作警察署や関係機関と連携して、地区、学校、各世帯に情報発信等広報啓発活動の充実を図り、連帯意識と防犯意識の高揚に努める。
- ② 町内会や地域ボランティア等の自主的な活動の促進・支援を行い、町民を中心とした自主防犯体制の確立を図る。
- ② 高齢者等が被害に遭いやすい悪徳商法、特殊詐欺などの犯罪の未然防止を図るため、関係機関と連携するとともに、役場に警察官OBなど専門的知識を有する者を配置し、高齢者等を対象とした生活安全教室の開催、パンフレット・無線放送等による広報啓発活動、訪問活動など高齢者等の安全保護に努めるとともに、被害を受けた場合には適切な対処ができるような体制づくりを構築する。

重要業績評価指標（町民まんぞく量調査R2→R7）

項目	目標値
37 治安がよく、安心である	79.3→80.0

（２）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
---------------	--------------	------	------	----

5 生活環境の整備	(1)水道施設	配水管布設替 L=12,581m	奈義町	
	(2)下水処理施設 その他	特定地域生活排水処理施設 合併浄化槽整備 1式 特定環境保全公共下水道施設 長寿命化対策工事 1式	奈義町	
	(3)廃棄物 処理施設 ごみ処理 施設	塵芥収集車更新 1台	奈義町	
	(5)消防施設	消防機庫(詰所)整備 1棟	奈義町	
		消防ポンプ自動車更新 1台	奈義町	
		防火水槽整備 4基	奈義町	
	(7)過疎地域 持続的発展特 別事業	生ごみ処理機購入助成事業	奈義町	
	(8)その他	防犯カメラ町内全域整備 1式	奈義町	
		消防・防災資機材整備 1式	奈義町	

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に沿い、既存施設の長寿命化対策に重点を置くとともに、耐用年数を経過した設備の更新を実施します。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保の方針

家庭・教育・保育の関係機関、地域等の連携により、子どもを産み育てることのできる喜びを実感できる仕組みづくりを展開するとともに、幼少期から主体的な遊びと本町ならではの自然やアートを体験できる仕組みづくり、児童には、体験やスポーツ活動、読書活動等の教育に加え、主体性や協調性、自立性を高めるコミュニケーション教育や、将来、自分で新たな仕事をつくり出せるようなクリエイター教育など、本町ならではの特色を生かした保育・教育の充実を図ります。また、学校をはじめ家庭や地域との連携のもと、いじめ、不登校、歩行、ひきこもり等への対応など、子どもが健全に成長できる環境づくりを推進します。

また、新たな整備を進めている「こども園」、建て替えを進めている「中学校」の早期完成を目指します。

現状と問題点

平成24年の「子育て応援宣言」から、医療費の無料化や保育料等の多子軽減、病児保育、在宅育児支援金など、安心して子どもを産み育てることのできる環境整備を行い、子育ての楽しみと不安解消などからその成果が現れています。

今後、多様化する保育や幼児教育に対するニーズに対応するため教育と保育を一体として捉えこども園の整備が求められており、早期に建設を実現する必要があります。

また、地域ぐるみで子ども達の健やかな成長を見守り育む、総合的な子育ての環境づくりを進めるため、虐待・不登校・軽度発達障害などに係る相談窓口や支援などの充実を図る必要があります。

その対策

- ① 保育士の確保に努めるとともに、多子軽減の取り組みや出産祝金の交付など、子育て世帯の負担軽減を図る。
- ② 小学校と放課後児童クラブ、子ども教室で連携を図れるよう、異年齢児交流を図る。
- ③ 地域子育て支援拠点事業を推進し、子育て中の親が集える場や親子間での交流ができる場の提供を図る。
- ④ 乳幼児健診や産後うつ予防に取り組む。
- ⑤ 保健師による新生児訪問・継続訪問を行い、状況把握や指導を実施する。
- ⑥ 命の大切さや福祉の心を学ぶため、小学校高学年、中学生が乳児とふれあう機会の提供や中学生を対象とした車いす体験等を実施する。
- ⑦ 「親子クラブ」や「マミイクラブ」など、地域の子育てグループの活動を支援する。
- ⑧ 行政・企業等が連携し、中学生を対象に職場体験学習を実施する。

重要業績評価指標

項目	目標値
地域子育て支援拠点事業確保数（チャイルドホーム）	11,597 人回/年
乳児家庭全戸訪問	45 件/年
養育支援訪問	60 回/年

（２）高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

令和2年度の第1号被保険者の要支援・要介護の認定者数は375人であり、認定率は18.3%となっています。

団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降、認知者数は増加傾向、一人暮らし

高齢者、高齢者夫婦のみの世帯等の増加が見込まれており、さらなる認定者の増加を抑えるためにも、介護予防や重度化予防に取り組めます。

そのため、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、自立した生活を継続して営むことができるよう、生活支援コーディネーターを配置し、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するための継続ケアとそれを支える地域包括ケア体制の強化に向けて、より一層の施策の充実を図ります。

ア 地域包括ケア体制の深化・推進

① 介護予防・生活サービスの基盤整備

高齢者の社会参加を促進し、生きがいづくりや、要介護状態となることの予防を図ります。「生活支援サポートセンターみつばち」、「ボランティア会」などの生活支援サポーターの充実を図り、日常生活上の支援が必要な高齢者が、自立した生活を自宅で長く送れるよう支援を行います。

② 在宅医療と介護の連携強化と情報提供

地域医療の課題や医療機関と訪問看護介護事業所等の連携体制を充実強化し、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせる「在宅療養支援」と「在宅での看取り支援」等在宅サービスの整備、介護・療養環境の整備、介護者の支援に取り組みます。併せて在宅医療やその機能等を広く地域住民に紹介し、地域医療の周知を図ります。

③ 認知症支援体制の整備

認知症総合支援事業の実施や認知症地域支援推進員の配置、推進員等による認知症講座の開催、認知症サポーター養成講座、研修会などを行います。また、認知症の早期発見診断、早期対応のため、認知症地域支援推進員が、認知症疾患医療センターとの連携を図り、必要なサービス等の提供に繋がります。

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症初期集中支援チームを設置し、本人や家族へ初期の支援を包括的、集中的に行うよう取り組みます。

④ 地域包括支援センターの機能強化・地域ケア会議の強化

第3期介護保険事業計画から、令和7年を見据えた介護予防事業を推進してきた中で、職員体制の強化、多職種の連携を図るため地域ケア会議の充実を図り、問題解決機能の向上に努めてきており今後も引き続き、内容の充実を検討し、地域や個別の問題解決機能の向上に努めます。

現状と問題点

町の人口は減少が進んでおり、令和2年に5,837人であるものが令和7年では、5,097人まで減少すると予測されています。また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年の高齢化率は35.6%、後期高齢者人口比率は21.6%と予測され、およそ5日に1人が75歳以上となる見込であり、一人暮らしの高齢者の増加や要介護状態に

なる人も増加するものと考えられ、対応が求められます。

また、要支援・要介護の状況をみると、令和2年9月の介護認定率は、18.1%であり、全国平均の18.6%、県平均の20.7%を下回っていますが、徐々に増加傾向にあり、令和7年度には394人と予測され、特に要支援～要介護1の増加が予測されています。要介護認定の増加は、介護給付費の増加につながり、今後の介護保険料の増額にも影響を与えるため、介護予防に努める必要があります。

その対策

- ① 健康づくりや介護予防に積極的に取り組む必要性・重要性認識し、訪問介護、通所介護事業の充実を図る。
- ② 「在宅療養支援」と「在宅での看取り支援」等在宅サービスの整備、介護・療養環境の整備、介護者の支援に取り組む。
- ③ 在宅医療やその機能等を広く地域住民に紹介し、地域医療の周知を図る。
- ④ 認知症総合支援事業の実施、認知症地域支援推進員の配置、また、推進員等による認知症講座の開催、認知症サポーター養成講座、研修会を開催する。
- ⑤ 地域ケア会議の充実を図る。

重要業績評価指標（町民まんぞく量調査R2→R7）

項目	目標値
4 体調が良く、健康的な生活を送れている	78.2→80.5
26 年をとっても生き生きと暮らしていける	68.7→70.7

人口推計

（単位：人）

	R2	R7	R12	R17	R22
0～14 歳	750	645	581	522	476
15～64 歳	3,041	2,513	2,318	2,159	1,943
65 歳以上	2,046	1,939	1,837	1,709	1,622
前期高齢者	952	766	619	536	562
後期高齢者	1,094	1,173	1,218	1,173	1,060
総人口	5,837	5,097	4,736	4,390	4,041

※資料：令和2年は住民基本台帳。令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推移）

イ いきいきと暮らす町づくり

高齢者が生涯を通じて活動や生活ができる地域づくりを推進し、関係機関との連携を図ります。また、高齢者が自ら培った知識を生かしながら、社会を支える一因として活躍するため、社会参加や地域貢献等の機会を提供します。

さらに、若い世代とともに地域社会を支え、地域全体を活性化するために、年齢を超えた交流を推進するとともに、町民への意識啓発や情報提供、ボランティア等への支援等、地域福祉活動の活性化を図ります。

現状と問題点

ボランティア会等の地域組織を中心に運営されている「地域サロン」活動、百歳体操等介護予防の効果を上げる教室を各地区で行っています。

また、各地区での老人クラブ活動、プールを活用した、水中ウォーキングやノルディックウォーキング、ナギフトポイントを活用したウォーキング等気軽に楽しめる運動の機会を提供し、子どもたちとのふれあい交流の場として子育て支援等施設「なぎチャイルドホーム」と連携し、三世代交流会を行っていますが、高齢者男性の参加が少なく、対応したプログラムの開発や働きかけ、居場所づくりが課題となっています。

その対策

- ① 地域サロン活動の、開催回数増加や百歳体操の取り組み等、介護予防の効果を上げる支援を行う。
- ② 高齢者男性特有の心理的課題に対応したプログラムの開発・提供や働きかけ、居場所づくりの推進を図る。

重要業績評価指標（町民まんぞく量調査R2→R7）

項目	目標値
4 体調が良く、健康的な生活を送れている	78.2→80.5
26 年をとっても生き生きと暮らしていける	68.7→70.7

ウ 健やかに暮らす町づくり

高齢者が健康を保ち活力に満ちた長寿社会を実現するため、要支援又は要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になっても住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、健康づくりや介護予防、包括的支援を推進します。

現状と問題点

ナギフトポイントを活用し、地域サロン、百歳体操、老人クラブ活動などを行っており、あらゆる機会を捉えた介護予防講話により予防・重度化防止に向けたライフスタイルの普及を図っていますが、高齢者が健康を保ち活力に満ちた長寿社会を実現するため、要支援又は要介護状態となることをさらに予防することが必要です。

その対策

- ① 介護予防、重度化防止の普及・啓発。あらゆる機会を捉え介護予防講話、地域包括支援センター機関紙、町広報紙で介護予防、重度化予防の基礎的知識等の

情報提供に努める。

- ② 地域サロン、百歳体操、老人クラブ等のリーダー育成を行い活動の活性化を図る。

重要業績評価指標

項目	目標値
地域サロンを週1回開催、百歳体操に取り組むサロンの設置数	16 か所

エ 認知症高齢者支援、高齢者虐待防止等の推進

団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降、認知症高齢者等は増加傾向、一人暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯等の増加が見込まれており、さらなる認定者の増加を抑えるためにも、介護予防や重度化予防に取り組むことが必要です。

現状と問題点

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者等の増加に伴い、地域における高齢者の見守りなど、地域住民や各種団体等と連携した取り組みがより重要な課題となっています。団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向けて、さらなる認定者の増加を抑えるためにも、介護予防や重度化予防に取り組むことが必要です。

その対策

- ① 認知症総合支援事業を実施し、認知症地域支援推進員を配置する。
- ② 推進員等による認知症講座及び認知症サポーター養成講座、研修会を開催する。
- ③ 認知症の早期発見診断、早期対応のため、認知症地域支援推進と認知症疾患医療センターとの連携。
- ④ 認知症初期集中支援チームを設置。

重要業績評価指標

項目	目標値
認知症初期集中支援チーム数	1 組
認知症地域支援推進員数	3 人

(3) 課題を抱えるひとの支援

ノーマライゼーションの理念のもと、すべての人が互いの人格と個性を尊重し合い、暮らしていくことができる社会とするため、個人個人が持っている能力を発揮し、主体性をもって自立した生活を営むことができるよう各種施策を推進し、積極的に社会活動に参加できるように支援します。

現状と問題点

奈義町障がい者計画策定にあたって実施したアンケート調査において、「あなた

は、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか」という項目に対して、回答者の 29.6%が「ある」又は「少しある」と回答しており、障がいに対する周囲の理解が求められています。

その対策

- ① 広報なぎや各種パンフレット等を通じて、町民の理解を深める啓発活動を行う。
- ② 障がいのある方の多様なニーズに対応できるように、奈義町社会福祉協議会を中心としたボランティア団体及び個人の育成に努める。
- ③ 必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援、その他必要な支援、権利擁護のための援助等を行うため相談支援体制を充実させる。
- ④ 関係機関と連携を図りながら、障がいのある方の特性や程度に応じたサービスの充実に努める。
- ⑤ 勝央町と共同で設置している「勝田郡地域活動支援センター虹」の機能を強化する。
- ⑥ 医療費の負担軽減を図るために実施されている医療費負担制度を適切に運用する。
- ⑦ 在宅の身体障害者手帳 1、2 級所持者及び療育手帳所持者に、奈義町やすらぎ福祉年金制度による年金を支給する。

重要業績評価指標

項目	目標値
地域生活支援拠点などの設置数	1 箇所
地域生活支援拠点などの運用状況の検証・検討数	年1回以上
児童発達支援事業所の確保	1 箇所
重度心身障がいのある子どもを支援する放課後などデイサービス事業所数	1 箇所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置数	1 箇所
医療的ケア児などに関するコーディネーターの設置数	1名

（４）保健事業の推進を図るための対策

平成 20 年度から特定健康診査、特定保健指導等を規定した「高齢者の医療の確保に関する法律」と、その他の事業は、「健康増進法」に基づく事業として実施しています。保険事業では、疾病の予防のための一次予防や重症化予防、早期発見・早期治療の二次予防に努め、町民が健康で生き生き暮らせる町となることを目指します。

現状と問題点

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目的に、40 歳から 74 歳の国民健康保険の被保険者を対象に「特定健診・特定保健指導」を実施しています。検診後は結果に基づき、生活習慣改善の必要がある方に、必要度に応じた保健指導を行っています。

本町の特定健康診査率は概ね 40%を超えて推移していますが、特定保健指導の実施率は国・県より低い状況が続いており、特定保健指導の実施率を向上させる必要があります。

その対策

- ① 生活習慣病の早期発見と、自分自身の健康状況を経年把握し、生活習慣を振り返り、発症を予防できるよう、また、重症化を防ぐよう健康管理を支援する目的で積極的な受診を勧める。
- ② 65 歳以上は特定健診・後期高齢者医療健診を引き続き実施するとともに、ライフスタイルの変化などに対応して受診の機会を増やす。

重要業績評価指標

項目	目標値
特定健診受診率	60%
特定保健指導率（修了者）	25%
肺がん検診受診率	65%
胃がん検診受診率	45%
大腸がん検診受診率	65%
乳がん（マンモ）健診受診率	60%
子宮がん検診受診率	54.4%
生活習慣病予防教室実施回数	12 回
自分が健康だと思う割合	80%
健康について気を付けている人の割合	80%

（５）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(2) 認定こ ども園	認定子ども園整備事業 1 式	奈義町	
	(3) 高齢者 福祉施設	やまびこ荘長寿命化対策事業 ・長寿命化工事 1 式 ・施設改修工事 1 式 すぱーく奈義改修事業 1 式	奈義町 奈義町	
	(4) 介護老 人保健施 設	介護予防施設長寿命化対策工事 1 式	奈義町	

	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	やすらぎ福祉支援事業 家庭保育支援事業 出産祝金支給事業	奈義町	
--	-------------------	------------------------------------	-----	--

(6) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に沿い、既存施設の長寿命化対策を実施するとともに、幼稚園 2 園と保育園を統合して認定こども園を整備します。

8. 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

町民のだれもが、いつでも安心して質の高い医療が受けられる環境づくりを目指します。

現状と問題点

本町における医療施設は、一般診療所 2 か所、歯科診療所 2 か所がありますが専門的な治療を要する場合は、岡山市、倉敷市、津山市の医療機関に依存しています。

なお、救急医療対策として休日・祝日における救急患者の受け入れを行う初期救急は、勝田郡医師会による在宅当番医制、重症患者の受け入れを行う二次救急医体制については、病院群輪番制病院運営事業により、また重篤救急患者の受け入れを行う三次救急（救命救急センター）の体制により対応しています。

救急医療体制（在宅当番医制）について、医師の高齢化やスタッフの確保の問題、医師の負担が多いなど現状に課題があり、持続可能な救急医療体制の構築が必要です。

その対策

- ① 救急医療体制（在宅当番医）について、医師の高齢化やスタッフの確保の問題、医師の負担が多い現状などから、今後の管内の救急医療体制について協議する。
- ② 現行の給付・補助を継続し、住民福祉を図る。
- ③ 本町の疾病の特徴を把握し、本町に適した検診等を検討し、重点的な対策を図る。
- ④ 医療機関と連携し、病児・病後児保育の充実を図る。

重要業績評価指数目標（町民まんぞく量調査 R2→R7）

項目	目標値
4 体調が良く、健康的な生活を送れている	78.2→80.5

医療施設の状況

(単位：人、床)

施設名称	診療科名	職員数			病床数
		医 師	看 護 師 又は 歯科衛生士	そ の 他	
奈義ファミリークリニック	内科・小児科・ 在宅療養支援診療	6	7	(事務職) 4	0
野々上医院	内科・麻酔科・ リハビリテーション科	1	2	(事務職) 2	0
小川歯科医院	歯科	1	3	(事務職) 2	0
豊福歯科医院	歯科	2	5	(事務職) 2 (歯科助手) (歯科技工士) 1	0

(令和3年4月1日)

(2) 各種医療の充実

疾病予防を推進し、だれもが安心して医療が受けられ、健康で暮らすことのできるまちづくりを目指します。

現状と問題点

本町の各種医療費は、住民がいつでも安心して医療が受けられるよう、一部負担の軽減や全額支給を行っています。ひとり親家庭等医療制度は、ひとり親家庭の健康管理の向上に、また老人医療制度（単県老人）、重度心身障害者医療制度は対象者の医療費負担の軽減を図り、福祉医療の充実を促進するための役割を担っています。

乳幼児及び児童医療制度は、子ども達が心身ともに健全に育成するために設けられた公費負担による子育て支援制度であり、児童福祉の向上をはかるため、給付対象年齢幅を拡大し、現在0歳～高校生までの通院及び入院の医療費の全額を給付対象としています。

また、母や胎児の健康確保と経済的負担を軽減するため妊婦健康診査14回まで公費負担、不妊治療費及び不育治療費の一部助成、流行性耳下腺炎ワクチン接種の全額助成、インフルエンザワクチン接種の一部を助成するなど、疾病予防と子育て支援を強化しています。

今後も、本町としても、厳しい財政状況のなか、だれもが安心して医療が受けられ、健康で暮らすことのできるまちづくりと併せて、定住施策として取り組んでいく必要があります。

その対策

- ① 現行の給付・補助を継続し、住民福祉の向上を図る。
- ② 本町の疾病の特徴を把握して効果的な検診等を検討し、重点的な対策を図る。
- ③ 集団健診、個別健診の併用を進め、町民の健診の機会の確保を図る。
- ④ 医療機関と連携し、病児・病後児保育の充実を図る。

重要業績評価指数目標（町民まんぞく量調査R2→R7）

項目	目標値
4 体調が良く、健康的な生活を送れている	78.2→80.5

（３）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7医療の確保	(1)診療施設 診療所	診療所長寿命化事業 長寿命化工事 1 式	奈義町	
	(3)過疎地域 持続的発展特別事業	乳幼児・児童生徒医療費給付事業	奈義町	
		流行性耳下腺炎ワクチン接種事業 インフルエンザワクチン接種事業	奈義町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に沿い、既存施設の長寿命化対策を実施します。

9. 教育の振興

（１）学校施設の整備と教育の充実

人口減少社会やSociety5.0の到来、グローバル化の進展など、今後、将来の予測が困難な時代の到来に向け、「社会に開かれた教育課程」という理念のもと「どのように学ぶか」、「何ができるようになるか」といった視点を踏まえた新学習指導要領が順次実施されています。教育をめぐる社会情勢が変化する中で、自立した一人の人間としてたくましく生きる能力、自他共に尊重し主体的に社会とかかわる能力を身につけ、そして郷土を大切に思い、世界に視野を広げ、よりよい社会づくりに参画する心を持つ人材が求められています。

本町には、現在、幼稚園2園、小学校1校、中学校1校がありますが、これまで、町内学区が一つである本町だからできる、幼稚園、小・中学校の一貫教育を、「夢に向かって自ら学び、ともに高め合う『なぎっ子』の育成」を統一目標として、人間関係形成能力、情報活用能力、意思決定能力及び将来設計能力等の非認知能力を育成することを推進してきました。

現状と問題点

本町における乳幼児の保育教育支援の提供は、すべて公立で施設運営を行っており、0 から 3 歳児は「保育園」、4・5 歳児は「幼稚園」という年齢区分で受け入れを行っています。保育園舎は、昭和 63 年に建設された旧幼稚園園舎に増改築を重ねて使用しており、高まる保育ニーズに応えるべく徐々に定員を増やしながら対応してきましたが、老朽化と設備や機能の不十分さ、安全面における不安から、施設に対する様々な苦情や要望等が寄せられている状況です。また、幼稚園舎はそれぞれ平成 6 から 7 年頃に建設されていますが、放課後や土曜日預かりの増大等をはじめ、新たに 3 歳児からの受け入れを求める教育的ニーズの高まりにより、現施設での対応が困難な状況となっています。

義務教育の学校施設は、防音や設備改修、インターネット通信環境整備など、維持管理のほか、時代に応じた施設整備を行いながら運営してきましたが、国が実施する公立学校施設のトイレの状況調査において、令和 2 年 9 月 1 日現在、小中学校の洋便器率は全国で 57%、岡山県 49%、本町 33.9%と全国・県平均を大きく下回っている状況です。和式トイレを使い慣れていない子どもが増え、学校で排便することに対して抵抗感から便秘を生じたり、尿の飛び散りや便の付着など不衛生な状況は、子どもたちの健やかな成長の妨げとなるため、洋式化・乾式化は課題と言えます。また、本町の幼稚園、小中学校には、太陽光発電パネルを設置し、発電量などを表示するなど、低炭素社会の実現に向けた教育を実践していますが、教育施設の LED 化は進んでおらず、水銀灯製造中止などの影響も懸念しているところです。

これらの状況は、改築に向けた実施設計が進む奈義中学校においては、その改善を踏まえた耐震化を進めるとともに、他の学校施設においても機能強化や、老朽化対策を順次進める必要があります。

その対策

- ① グローバル教育と郷土教育を積極的に行い、将来の町を担う人材の育成を図る。
- ② 国際感覚を身につけるため、外国人との交流や学びの機会を提供し、英会話やその他の外国語を楽しめるような仕組みを構築する。
- ③ 子育て世代が「奈義町の教育を受けさせたい」と思えるような魅力的で特色ある教育を実践する。
- ④ 保・幼・小・中の連携と一貫教育を図り、縦と横のつながりを強化するとともに、基礎学力の定着と個々の能力の伸長を図る。
- ⑤ 0 から 5 歳児までの連続性のある保育と幼児教育を推進し、就学前教育の質の

向上を図るため、「幼保連携型認定こども園」を建設し、体制整備を行う。

- ⑥ 耐震性能に課題がある中学校改築を遅滞なく進めるとともに、生徒の能力と可能性を最大限に引き出すことができ、将来の社会の変化にも柔軟に対応できる施設を整備し、併せてテニスコートやタータンレーンなどグラウンドの整備についても検討を進める。
- ⑦ 小学校において、LED 化や、洋式・乾式化と同時に誰もが使いやすいトイレへの改修、エレベーター設置など、長寿命化改修を行います。
- ⑧ 中学校体育館の LED 化や漏水修繕などの維持管理のほか、学校体育館の空調設備設置を検討する。
- ⑨ 学校給食センターの乾式化を行い、更なる衛生管理の向上に努める。
- ⑩ こども園化による空園舎などを活用し、狭所となっている放課後児童クラブの移転改築を行う。
- ⑪ 遊具や体育器具、備品、設備など、学校施設等関連施設の教育環境や運営体制の整備・機能の充実を図る。
- ⑫ GIGA スクールの取り組みを積極的に進めるとともに、ICT 教育を家庭・学校・地域が連携して取り組む。
- ⑬ 子どもたちが、都市部や町外の子どもたちと関わる機会を増やし、順応性や柔軟性の向上を図る。
- ⑭ 民間力を活用した教育やクリエイター創造教育、コミュニケーション教育を行い、非認知能力の向上の取り組みを行う。
- ⑮ ICT 活用や特別支援教育など、教職員の育成や研修に努めるとともに、登降園管理システムを導入するなど、働く環境の改善に取り組む。
- ⑯ 就学支援金や町育英金貸与制度の周知と充実を図る。
- ⑰ 地域食材を通じた生産者との交流による食育を進め、郷土愛を育む。
- ⑱ 学校等で活用する教材費や給食費等の保護者負担の軽減を図る。
- ⑲ 家庭・地域・学校・行政が一体となったコミュニティスクールの取り組みを進め、家庭・地域の教育力の向上及び子育て支援の充実を図る。
- ⑳ メディアリテラシー教育を推進するとともに、家庭等と連携し、いじめ等の問題行動への対応を適切に進める。
- ㉑ インターネットやスマートフォンなどの使用について家庭内でのルールづくりを進める。
- ㉒ 子育て・教育のノウハウの継承と、高齢者の知恵や経験を生かし伝える事業を実施する。
- ㉓ 伝統文化の継承と新たな文化の創造の担い手づくりにつながる学習機会を提供する。
- ㉔ 町民が教育支援ボランティア等に参加したいと思える機運や仕組みづくりを進めると共に、新たな人材発掘や育成に努める。

- ②⑤ 自然、伝統、文化など地域の特性に根ざした体験活動を、地域住民の参画により実施する。
- ②⑥ 道德教育の充実、ボランティアなどの社会貢献活動、文化・スポーツなどの体験活動を推進する。
- ②⑦ 環境学習をはじめ SDGs についての学習を進める。
- ②⑧ 子どもたちの豊かな学びにつながる体験学習や各種教室を開設する。

重要業績評価指数目標（町民まんぞく量調査R2→R7）

項目	目標値
91 安心して子供を預けられる場所やサービスがある	76.6→78.0
96 一人ひとりの子どもに応じた教育が行われている	64.7→67.0
83 学校や保育園・幼稚園の建物や設備が、快適で整備されている	69.9→80.0
95 ICTを活用した教育環境が整っている	62.9→70.0
99 子どもの社会性や生き抜く力が育っている	69.1→71.0
85 保育園・学校の給食はおいしく、食育もできている	81.9→83.0
31 伝統文化や芸能が守られ、次代に引き継がれている	77.2→79.0
92 子どもに色々な体験や習い事をさせることができる	71.9→73.0

小・中学校の状況

（単位：人、㎡、室、戸）

区分	学校名	へき地級	児童生徒数	学級数	教職員数	施設						教員住宅戸数	危険校舎面積	給食実施状況	寄宿舎の有無
						敷地面積	校舎保有面積	プールの有無	普通教室	特別教室	屋内運動場				
小学校	—	—	310	16	33	25,712	5,859	有	17	12	1	0	0	有	無
中学校	—	—	125	6	26	17,029	4,333	有	6	19	1	0	0	有	無
合 計	—	—	435	22	59	42,741	10,192		23	31	2	0	0		

（学校施設台帳、学校基本調査等 令和3年5月1日現在）

幼稚園施設の状況

（単位：人、㎡）

幼稚園名	園児数	教職員数	施設			設立年月日
			敷地面積	教室面積	屋内運動場	
滝川つくし幼稚園	31	6	4,783	531	161	H18.4.1
中央東幼稚園	53	6	5,201	549	162	H18.4.1

（学校施設台帳、学校基本調査等 令和3年5月1日現在）

(2) コミュニティ施設、体育施設、社会教育施設等の整備

人と人とのつながりが希薄化する時代に、地域の各種施設を活用し、あらゆる世代が
つながり、支えあいながら、互いに学ぶまちづくりを目指します。また必要な情報をそ
の都度提供できる環境を整備し、町民が主体的、継続的に学び生きること、豊か
な生活を送り地域の活力に繋げていきます。

現状と問題点

生涯学習活動に伴う、コミュニティハウス等の集会施設については整備が整ってい
ますが、今後は、新型コロナウイルス感染拡大のような事態や、近年予測されている地
震などの自然災害に対しても安心して避難・利用できる施設が求められています。その
上で、高齢化の進展に伴う必要なバリアフリー改修を進めていき、住民の集いの場とし
て、ひとり暮らしの方、閉じこもりがちで外出機会の少ない方、また子育てに悩みをも
つ親同士など、誰もが利用しやすいコミュニティ・サロンとしての活用も必要です。

また、住民ニーズに応じたスポーツ振興施設の整備改修や、地域資源を活用した都市
住民との交流を図るための、交流拠点となる集会施設等も必要と考えます。施設の利
用にあたっては地域差があり、施設から遠い地域の町民は利用が少ない傾向があり
ます。また世代別では中高生や働き盛りの世代は時間の制限から来館での利用が限ら
れているので、全ての世代で利用しやすい環境整備が必要です。

その対策

- ① コミュニティハウスの整備・維持管理と高齢者等に配慮したバリアフリー改修を
行う。
- ② 高齢者や子育てをする親同士などの集いの場としてコミュニティサロンとしての
活用を図る。
- ③ 児童下校後の多世代交流による集いの場としての活用を図る。
- ④ 地区の防災センター・避難所としての機能を有する施設整備を行う。
- ⑥ 都市住民との交流の拠点となる集会施設の整備を行う。
- ⑦ 既存体育施設の整備・改修を行う。
- ⑧ 来館が困難な利用者のために電子図書館や移動図書館を整備し時間や移動を気に
せず、読書を楽しめる環境を整備する。
- ⑨ 文化センターや美術館、図書館が連携して様々な教室や講座を実施することで、幅
広い分野で生涯にわたり学び続けられる場所をつくる。

重要業績評価指数目標（町民まんぞく量調査R2→R7）

項目	目標値
15 文化活動や講座などに参加しやすい	65.0→67.0
33 公民館や図書館、体育施設などが充実している	76.4→79.0
77 読書に親しむことができる	73.3→78.0
26 年をとっても生き生きと暮らしていける	68.7→70.0

コミュニティハウス

施 設 名	建設年度	施設規模	施設名	建設年度	施設規模
皆木コミュニティハウス	昭和 49	鉄骨造平屋 188 m ²	中島西コミュニティハウス	61	鉄骨造平屋 291 m ²
柿コミュニティハウス	51	鉄骨造 2 階 300 m ²	行方コミュニティハウス	63	鉄骨造平屋 207 m ²
久常コミュニティハウス	52	鉄骨造平屋 191 m ²	上町川コミュニティハウス	平成元	鉄骨造平屋 205 m ²
関本コミュニティハウス	53	鉄骨造平屋 191 m ²	新吉野コミュニティハウス	元	鉄骨造平屋 112 m ²
高円コミュニティハウス	53	鉄骨造平屋 219 m ²	豊沢コミュニティハウス	2	鉄骨造平屋 257 m ²
滝本コミュニティハウス	55	鉄骨造 2 階 425 m ²	成松コミュニティハウス	3	鉄骨造平屋 173 m ²
荒内西コミュニティハウス	56	鉄骨造平屋 291 m ²	広岡コミュニティハウス	4	鉄骨造平屋 274 m ²
中島東コミュニティハウス	57	鉄骨造平屋 261 m ²	宮内コミュニティハウス	5	鉄骨造平屋 184 m ²
小坂多目的集会施設	57	鉄骨造 2 階 204 m ²	馬桑コミュニティハウス	24	木造平屋 90 m ²
西原コミュニティハウス	59	鉄骨造平屋 268 m ²			

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業主体	備 考
8 教育の振 興	(1) 学校教育 関連施設 校舎	認定こども園整備事業 1 式 小学校長寿命化対策等工事 1 式 中学校建替工事 1 式 空き園舎（保育園）活用事業 1 式	奈義町	
	屋内運動場	中学校体育館長寿命化工事 1 式 小学校体育館長寿命化工事 1 式	奈義町	
	屋外運動場	中学校グラウンド整備工事 1 式	奈義町	
	給食施設	学校給食センターの乾式化工事 1 式	奈義町	
	(3) 集会施 設、体育 施設等 公民館	文化センター長寿命化事業 1 式 空き園舎（幼稚園）活用事業 1 式	奈義町	

	体育施設	海洋センター長寿命化事業 1 式	奈義町	
		総合運動公園長寿命化事業 1 式	奈義町	
		野球場改修事業 1 式	奈義町	
		武道館長寿命化事業 1 式	奈義町	
		テント倉庫改修事業 1 式	奈義町	
		プール改修事業 1 式	奈義町	
		スケートボード場改修事業 1 式	奈義町	
		テニスコート改修事業 1 式	奈義町	
	図書館	図書館長寿命化事業 1 式	奈義町	
		移動図書館車整備事業 1 式	奈義町	
	その他	美術館長寿命化事業 1 式	奈義町	
	(4) 過疎地域 持続的発 展特別事 業	高等学校等就学支援金支給事業	奈義町	
		遊具、設備、備品等の購入 登降園管理システム導入 コミュニケーション教育授業 教材費等支援事業	奈義町	
		コミュニティ施設 バリアフリー改修助成 1 9 施設	各地区	
		電子図書館整備事業	奈義町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に沿い、既存施設の長寿命化対策を実施するとともに、機能強化のための改修を実施します。岡山県下で唯一耐震基準を満たしていない中学校については、早期の建替えを実施します。また、保育園と幼稚園 2 園を統合した認定こども園を整備します。

10. 集落の整備

(1) 集落整備の方針

従来からの住民も移住者も、子どもも高齢者も、誰もが役割と生きがいを持って地域コミュニティに参画し、共に支え合う良好な地域づくりを進めます。また、地区でのリーダー育成や地区同士の連携、町外者との交流を進め、移住者や

若者の定住により持続可能な地区づくりを進めます。

現状と問題点

人口減少や高齢化は全国的な課題ですが、本町においても例外ではなく、国立社会保障・人口問題研究所のデータをもとに 2020 年に作成した人口推計シミュレーションによると 2060 年には、現在の人口の約半数となり、その人口構成は、老年人口約 46%、生産年齢人口約 43%、年少人口約 11%という数値が示されています。

本町には 19 の集落（地区）が存在し、地域コミュニティや共助による防災活動、その地区ならではの伝統文化・行事の継承、特産農産物の栽培・加工など、今まで様々な活動が行われています。しかしながら、今後も更に少子高齢化が進行し、若年人口の流出が続けば、集落活動を維持することが困難になると懸念されており、集落そのものの存続も危ぶまれています。

そのため、今後は、地域力の維持と持続的な発展を図るため、地区のリーダーや担い手を育成する仕組みづくりを構築するとともに、人口減少や高齢化等の進行が著しい地区にあっては、広域連携を推進し、その連携窓口となって運営をサポートする集落支援員を配置することも検討します。また、地区の中には、老朽化が進んでいるコミュニティハウスがあることから、複数の地区の住民が、平時は気軽に集い過ごすことができる場所（第 3 の居場所）、また、有事の際には避難所としても使用できる場所となる地域拠点などの整備も検討する必要があります。

加えて、独居となり役場や医療機関、スーパー、金融機関などが比較的近い場所への住替えを希望する人には、その立場に寄り添った支援が必要です。

その対策

- ① 持続可能な地域づくりへの支援と地域による次世代のリーダー育成を推進する。
- ② 中高大学生など若者と地域の交流及び地域活動を推進する。
- ③ 地区間連携による持続可能な地域づくりと小さな拠点づくりを推進する。
- ④ 他自治体や他地域との積極的な交流と連携を図る。
- ⑤ 地域防災力の強化と安全安心に高い意識を持ったコミュニティ組織を育成する。
- ⑥ 必要な時に必要な人に正確な情報が伝わる情報伝達経路の充実を図る。
- ⑦ 高齢者世帯や独居老人等の把握と高齢者が安全安心に暮らせる地域をつくる。

重要業績評価指数目標（町民まんぞく量調査 R2→R7）

項目	目標値
79 自分たちの地域には、地域を自分たちで守る意識がある	73.0→74.0

(2) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	定住分譲団地造成工事 1 式	奈義町	
		定住促進空家活用事業 ・賃貸住宅の整備 1 式	奈義町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	若者定住化促進事業 ・新築住宅普及促進事業 ・リフォーム助成事業	町内個人	
		空家対策事業 ・空家購入助成事業 ・空家家財整理助成事業 ・空家賃貸住宅リフォーム助成事業 ・空家除却補助事業	奈義町	
		集落支援員設置事業	奈義町	

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に沿い、施設保有量の増加を防ぐため、譲渡見込みのある空き家整備を行うとともに、整備に当たっても民間活力の導入を検討します。

1 1. 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

伝統芸能と現在進行形の良質な先端的芸術作品と接する機会の提供、読書活動を通じた知的文化の充実を目指す文化発信基地として、また、全国に向けて町の観光面とも連動可能な「広告塔」として独自の方向性を示した美術館・図書館を核として、本質を実践するべく持続可能な活動を目指し、推進していきます。

現状と問題点

本町には、国・県指定の文化財をはじめ数多くの町指定文化財があり、将来にわたり、これらを確実かつ効果的に保存、伝承、活用するには、文化に対する住民の理解と協力が不可欠です。なかでも、県指定重要無形民俗文化財の「横仙歌

舞伎」は、時代の変遷とともに後継者不足などの逆境にあります。地域において特色あるかけがえのない文化財として後世に残すことを重点課題に取り上げ、その施策として様々な対応策を継続的に展開することが重要です。町内に点在する文化財についても、破損や散逸の防止を講じる積極的な調査研究をする必要があります。またそれらの文化や伝統を継承するために資料や情報を集め、記録していく必要があります。

また、奈義町現代美術館は、建築と芸術作品を融合させた体感型の美術館として、町のシンボルとして国内はもとより海外での知名度も高まっています。

今後も継続して明確な意図を持った企画展を開催し続けることで、「新しい表現を紹介する場」として国内外問わず情報を発信し、町民にとっても最先端の芸術文化、ホンモノと触れる機会を創出することが望まれます。また、今後は現代美術館周辺や町内の各所に現代美術を屋外展示するなど、観光客の来町機会と町全体の文化度を高める仕組みづくりが必要です。

当美術館は開館から30年を経ようとしており、施設の老朽化が目立ち、修繕箇所が増加傾向にあるため大規模な長寿命化対策が必要です。

その対策

- ① 文化の保存、修復を行う。
- ② 横仙歌舞伎の保存・伝承・後継者育成を図る。（活動保存会員の増員／現在51名から60名に）
- ③ 横仙歌舞伎保存会の活性化を図る。（定期公演を年間2回から4回へ）
- ④ 年間を通じて招待・出張公演などに応じる。
- ⑤ かがり火歌舞伎など集客力と魅力ある公演を実施する。
- ⑥ 歌舞伎専門家等を招聘し、こども歌舞伎教室・床山・三味線・義太夫・裏方などの各伝承教室の充実を図る。（各教室年間4回程度実施）
- ⑦ プロによる公演や指導を受け、機運を高める。（年1回実施）
- ⑧ 観光客等を対象としたワークショップの実施や町民向けのアート教育など行い現代芸術の普及啓発活動を進める。
- ⑨ 情報発信基地としての美術館を推進する。
- ⑩ 現代美術館を核に現代アートを町内全域に展示し、アートのまちづくりを推進する。
- ⑪ 学校、園と連携し、美術館を授業の中で利用することで、幼い頃から芸術性の高い幅広い分野の作品に触れる機会を設ける。
- ⑫ 喫茶室や展示室の空間を利用して、気軽にコンサートやワークショップなどの芸術に触れる機会を作る。
- ⑬ 公民館と図書館との連携により地域の伝統文化にかかわる情報を集め、郷土資料を作成し後世に継承していく。

- ⑭ 展示室「太陽」を中心とした施設の改修を実施する。

重要業績評価指数目標（町民まんぞく量調査R2→R7）

項目	目標値
30 歴史文化遺産が保存され、継承されている	75.9→78.0
31 伝統文化や継承が守られ時代に引き継がれている	77.2→79.0

（２）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興設等 地域文化振興施設	文化センター長寿命化対策事業 1 式	奈義町	
		現代美術館長寿命化対策事業 1 式	奈義町	
	(2) 過疎地域 持続的発展特別事業	歌舞伎専門家招聘等事業 1 式	奈義町	
		伝統文化等継承資料保存事業 1 式	奈義町	

（３）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に沿い、施設の長寿命化対策を実施します。

１２．再生可能エネルギーの利用の推進

（１）再生可能エネルギーの利用推進の方針

美しい景観が守られつつ、まち全体での再生可能エネルギーの活用や、地域・家庭内でのエネルギー循環の仕組みが確立され、安全安心なエネルギーの自給自足が行われる「エコタウン奈義町」をめざします。

現状と問題点

太陽光、風力、バイオマス等、再生可能エネルギーの導入は、エネルギー源の多様化によるエネルギー安全保障の強化や、低炭素社会の実現に加え、新エネルギー関連の産業の創出・雇用の拡大の観点からも重要です。また、再生可能エネルギーを活用したまちづくりは、地域活性化に寄与することも期待されます。

更に、再生可能エネルギーは、住宅用太陽光発電に代表されるように、町民一人一人がエネルギー供給に参画するものであり、それらの参画意識を創意工夫によっ

て地域独自のまちづくりや産業などにも活用できる可能性があります。

他方、近年本町に多く設置された大型の太陽光発電施設（メガソーラー）は、本町固有の景観の阻害や、生物生態系への影響の懸念、自然災害への対策など、私たちの生活と調和を図って行く必要があります。

また、現時点では、再生可能エネルギーは、出力の不安定性や導入コストが高い等の課題を抱えていることも事実であり、これらの課題の克服には、蓄電池の開発等、更なる技術開発の進展等が必要ですが、これからの社会において、エネルギーの確保は町民生活や産業の継続に必要不可欠であり、本町独自のエネルギー政策を検討・推進していく必要があります。

その対策

- ① 低炭素社会や省エネルギーの実現に向け、SDGsを基調とした施策を実行する。
- ② SDGsの理念の基づく「エコタウン宣言」を実施する。
- ③ 地域資源の活用や町の暮らしにあった、環境にやさしいライフスタイルの提案と啓発を実施する。
- ④ 町民の環境保全意識の高揚を図るための取り組みを進める。
- ⑤ 電気自動車や家庭用蓄電池の設置促進を図る。
- ⑥ 再生可能エネルギーの導入についての調査検討及びパイロット事業を実施する。
- ⑦ エネルギーが自給自足できる仕組みづくりに取り組む。

重要業績評価指数目標

項目	目標値
太陽光発電施設以外の再生可能エネルギー利用施設	1施設以上

（２）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー活用施設整備 ・既存施設の再生可能エネルギー活用改修 1 式 ・新規整備施設の再生可能エネルギー活用 1 式	奈義町	

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に沿い、施設の長寿命化対策に合わせて再生可能エネルギー活用施設整備を実施します。

1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 自然環境・景観保全の推進

将来にわたって、現在の美しい景観を保全するとともに、農地や山林なども適切な維持管理を行い、「人と自然が共生できるまち」であり続けます。

現状と問題点

本町は、中山間地域にも関わらず空が広く感じられる開けた地形で、四季折々の美しい自然に恵まれています。また、年間を通して過ごし易い気候で、積雪量も比較的少ない地域です。

町には、世界的な建築家である磯崎新氏が設計した奈義町現代美術館や、江戸時代の姿を今に伝える横仙歌舞伎などがあり、自然とアートが融合した文化度の高いまちでもあり、今後もこの美しい景観を次世代に継承して行くためには、奈義町景観計画の適切な運用による景観保護や、町民や事業者の景観意識の向上、加えて景観行政団体として各種インフラ整備における美観に配慮した町並みづくりを進める必要があります。

また、近年人為的な気候変動を起因とする異常気象によって自然災害が多発しています。地球環境を保護し気候変動を緩やかにするためには、ひとり1人の環境問題への理解を深め、家庭単位や地域単位など身近な対策を積み重ねることが大切です。そのため、町としてSDGsを基調とした様々な環境保全に向けた対策を早急に取り組んで行く必要があります。

その対策

- ① 次世代に美しい町並みを残すための景観維持と創造への取り組みを推進する。
- ② 町の景観計画に沿った適切な取り組みを進める。
- ③ 景観や環境、芸術性の高いまちにふさわしい公共施設等（建築物・道路・ガードレール等）の整備を行う。
- ④ コセや田園風景など、町独自の民族景観を保存し継承できる仕組みづくりを進める。
- ⑤ 圃場、農道水路の維持管理、各家庭での景観向上、公的施設の色彩変更など、町民との協働による環境保全と景観向上に関する取り組みを進める。
- ⑥ 民間企業と連携した環境保全と景観向上の推進を図る。
- ⑦ 景観阻害要因となる空家の処分や利活用に取り組む。

重要業績評価指数目標（町民まんぞく量調査R2→R7）

項目	目標値
11 まちがきれいである	76.7→77.0

（２）計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 その他 地域の 持続的 発展に 関し必 要な事 項	(1) 景観の保全	公共施設景観づくり事業 ・道路、公園、水路、ガードレール、公園等 １式	奈義町	

（３）公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画に沿い、施設の長寿命化対策に合わせて公共施設の景観づくりを実施します。

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業	地域おこし協力隊招聘事業	奈義町	本町への移住 が促されるこ とで地域の持 続的発展に資 する
		移住・定住情報発信事業	奈義町	
	地域間交流	大学生等地域交流事業	奈義町	
		異文化交流事業	奈義町	
	人材育成	外部人材招聘事業	奈義町	
2 産業の 振興	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業	地域おこし協力隊招聘事業 都市部への農畜産物の販路拡大と観光 による交流人口の増加を図る。	奈義町	
3 地域に おける情	(2) 過疎地域 持続的発展	ブロードバンド施設譲渡事業 １式	奈義町	民間活用によ るサービス向

報化	特別事業 情報化			上により、地域の持続的発展に資する
	デジタル技術活用	D X推進事業 1 式	奈義町	行政の効率化及び行政サービスの向上により地域の持続的発展に資する
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	バス運行対策補助事業 対象事業所1社	奈義町	公共交通サービスの維持向上により地域の持続的発展に資する
		福祉有償運送事業者支援事業 福祉バス・通園バス運行対策事業 乗合デマンド交通運行事業 なぎバス運行事業	奈義町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	生ごみ処理機購入助成事業	奈義町	生ごみを資源化することにより地域の持続的発展に資する
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	やすらぎ福祉支援事業 家庭保育支援事業 出産祝金支給事業	奈義町	社会的弱者支援及び子育て支援による出生率向上及び移住・定住促進により、地域の持続的発展に資する
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	乳幼児・児童生徒医療費給付事業 流行性耳下腺炎ワクチン接種事業 インフルエンザワクチン接種事業	奈義町	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	高等学校等就学支援金支給事業	奈義町	教育環境の充実による移住・定住促進により地域の持続的発展に
		遊具、設備、備品等の購入 登降園管理システム導入 コミュニケーション教育授業 教材費等支援事業	奈義町	

				資する
		コミュニティ施設 バリアフリー改修助成 19施設	各地区	地域コミュニティの強化により地域の持続的発展に資する
		電子図書館整備事業	奈義町	教育環境の充実による移住・定住促進により地域の持続的発展に資する
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	若者定住化促進事業 ・新築住宅普及促進事業 ・リフォーム助成事業	町内個人	住環境の整備・向上による移住・定住促進により地域の持続的発展が期待に資する
		空家対策事業 ・空家購入助成事業 ・空家家財整理助成事業 ・空家賃貸住宅リフォーム助成事業 ・空家除却補助事業	奈義町	
		集落支援員設置事業	奈義町	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	歌舞伎専門家招聘等事業 1式	奈義町	地域文化の振興による移住・定住促進により地域の持続的発展に資する
		伝統文化等継承資料保存事業 1式	奈義町	